ドイツにおける

EU 消費者権利指令の国内法化

寺 川 永

目 次

- 一はじめに
- 二 定義および適用範囲
- 三一般規定
- 四 営業所外契約および通信取引契約
- 五 結びにかえて

一はじめに

ドイツでは、2014年6月13日に消費者権利指令の国内法化及び住居あっせん法の改正に関する法律(消費者権利指令国内法化法。以下、「国内法化法」とする。)が施行された¹⁾。周知の通り、EU 消費者権利指令(以下、とくに断り書きがない限り「指令」とする。)²⁾ は、その提案(消費者権利指令提案。以下、とくに断り書きがない限り「指令提案」とする。)の段階では、様々な消費者

¹⁾ Gesetz zur Umsetzung der Verbraucherrechterichtlinie und zur Änderung des Gesetzes zur Regelung der Wohnungsvermittlung vom 20. 9. 2013, BGBl. I 2013, S. 3642. なお, ヨーロッパ消費者法研究会において本稿に関する報告の機会を与えられ,参加者から貴重なご意見を伺うことができた。この場を借りてお礼申し上げたい。

^{2) 2011}年10月25日の消費者の権利に関する欧州議会及び理事会指令 2011/83/EU (OJ L 304, 22. 11. 2011, p. 64.)。これを紹介するものとして、廣瀬孝寿「ドイツにおける EU 消費者権利指令の分析」北九州工業高等専門学校研究報告47号81頁 (2014年) がある。条文の翻訳については、寺川永 = 馬場圭太 = 原田昌和 (訳)「2011年10月25日の消費者の権利に関する欧州議会及び理事会指令」関法62巻 3号436頁以下 (2012年) を参照した。指令に関する全体の動きについては Klaus Tonner、in: Norbert Reich / Hans-W. Micklitz / Peter Rott / Klaus Tonner、European Consumer Law, 2nd edition, Intersentia, 2014, pp. 393-414. も参照した。

取引の法規制に対する完全平準化が目指されていた³⁾。しかし、最終的に採択された指令の適用範囲について、その多くは訪問販売や通信取引に関する取引類型に限定されることになった⁴⁾。もっとも、指令の国内法化にあたって、ドイツ民法典(以下、「BGB」とする。なお、とくに断り書きがない限り、国内法化法施行後の条文を指すものとする。)にある規定の一部は大きくその姿を変えることとなった。指令の国内法化を契機として改善された点がみられる一方で、ドイツで構築されてきた従来の制度を修正し、または手放す必要性を伴うものであったためである。

具体的には、BGB 第 2 編第 3 章第 1 節第 2 款 (BGB 312条~同 312k条)のうち、まず、① 適用範囲に関する規定が冒頭に置かれ (BGB 312条)、続いて、② 消費者契約一般に適用される情報提供義務等に関する規定が置かれることになった (BGB 312a条)。次に、③ 営業所外契約(定義については後述、二 1.(4))や通信取引契約 (BGB 312b条~同 312h条)に加えて、④ 電子商取引 (BGB 312i条、同 312j条)について規定が置かれた。さらに、⑤ 事業者は、当事者間に特段の定めがない限り、BGB 312条以下の規定内容とは異なり、かつ消費者に不利となるような合意を交わすことはできず、情報提供義務の立証責任は事

^{3) 2008}年10月8日の消費者の権利に関する欧州議会及び理事会の指令に関する提案 (COM (2008) 614)。指令提案については、村本武志「消費者の権利に関する EU 指令案」消費者法ニュース79号302頁 (2009年)、右近潤一「ヨーロッパ私法の新たな動向」京園59号57頁 (2009年)。また、同提案の翻訳については、右近潤一「消費者の権利に関する欧州議会及び理事会の指令に関する提案 (試訳)」京園 60・61号73頁 (2010年)を参照した。

⁴⁾ 指令提案の段階では、訪問販売撤回指令 85/577/EEC(OJ L 372, 31. 12. 1985, p. 31.) や通信取引指令 97/7/EC(OJ L 144, 4. 6. 1997, p. 19.) とともに、不公正契約条項指令 93/13/EEC(OJ L 95, 21. 4. 1993, p. 29.) や消費用動産売買指令 1999/44/EC(OJ L 171, 7. 7. 1999, p. 12.) を含めて統合することが目指されていた。指令提案の目的については、右近・前掲注3)58頁以下および Klaus Tonner, Das Gesetz zur Umsetzung der Verbraucherrechterichtlinie, VuR 12/2013, S. 443-448, 443-444. を参照した。この他に、Christiane Wendehorst、Die neue Richtlinie über die Rechte der Verbraucher, in: Festschrift für Irmgard Griss, Jan Sramek Verlag, 2011, S. 717-734. および Stefan Grundmann、Die EU-Verbraucherrechte-Richtlinie, JZ 2012, S. 53-65. も参照した。

業者にあるとされた (BGB 312k 条)⁵⁾。

本稿では、完全平準化を目指して消費者取引の法規制を目的とした指令が⁶⁾、BGB をはじめとするドイツ国内法にどのような変化をもたらすことになったのか、その国内法化による変更点について概観することで、現段階における法状況の整理に努めることにしたい⁷⁾。

本稿の叙述は、以下の通りである。指令の国内法化にあたって、BGB の条文中の定義が部分的に改められ、新たな概念が導入されることになった。そこで、まずはこの点を確認した後に適用範囲について説明することにしたい(二)。次に、情報提供義務などの一般的な規律の変更点を明らかにし、あわせて売買法等において変更された点についても簡単に触れることにしたい(三)。そして、営業所外契約と通信取引契約の規制内容について、情報提供義務およ

⁵⁾ Christiane Wendehorst, Das neue Gesetz zur Umsetzung der Verbrau-cherrechterichtlinie, NJW 2014, S. 577-584, 578.

⁶⁾ 完全平準化については、金融サービスを伴う通信取引に関する指令 2002/65/EC (OJ L 271, 9. 10. 2002, p. 16.) や消費者信用指令 2008/48/EC (OJ L 133, 22. 5. 2008, p. 66.), タイムシェアリング指令 2008/122/EC (OJ L 33, 3. 2. 2009, p. 10.) を通じて、部分的には達成されている。

⁷⁾ なお、本稿の記述にあたって、すでに掲げた文献以外に、以下の文献を参照した。 Fabian Schmidt / Tobias Brönneke, Das Widerrufsrecht bei Fernabsatz- und Haustürgeschäften, VuR 12/2013, S. 448-456.; Barbara Leier, Die Rückabwicklung des widerrufenen Vertrags, VuR 12/2013, S. 457-464.; Tatjana Halm, Die Umsetzung der EU-Verbraucherrechterichtlinie, VuR 1/2014, S. 1-2. Brönneke/Fabian Schmidt, Der Anwendungsbereich der Vorschriften über die besonderen Vertriebsformen nach Umsetzung der Verbraucherrechterichtlinie, VuR 1/2014, S. 3-9.; Marina Tamm, Informationspflichten nach dem Umsetzungsgesetz zur Verbraucherrechterichtlinie, VuR 1/2014, S. 9-17.; Gerhard Schomburg, Mehr Verbraucherschutz bei Kosten für Nebenleistungen, VuR 1/2014, S. 18-23.; Klaus Tonner, Die Umsetzung der Verbraucherrechterichtlinie, VuR 1/2014, S. 23-27.; Raphael Koch, Rechte des Unternehmers und Pflichten des Verbrauchers nach Umsetzung der Richtlinie über die Rechte der Verbraucher, JZ 2014, S. 758-764.; Christian Förster, Neues Verbraucherrecht im BGB, ZIP 2014, S. 1569-1575. なお, Susanne Augenhofer 教授(フンボルト大学)から関連資料の提供を受けた。この 場を借りてお礼申し上げたい。

関法 第64巻 第5号

び撤回権を中心に、その全体像を明らかにし(四)、最後に、今後の展望も含めた若干の検討を加えて(五)、本稿を閉じることにしたい。

二 定義および適用範囲

1. 定 義

(1) 消 費 者 (BGB 13条)

消費者概念を定める BGB 13条に「主として überwiegend」との文言が加えられた。これにより、主として商業や自由専門職に関する目的以外の目的をもって法律行為を行う自然人が「消費者」と定義づけられることになった。この文言を加えて消費者の定義を行う手法は、二重目的 (dual use) に関する従来の通説と一致するものであったことから 8 、指令の国内法化にあたって、内容面でとくに変化があったわけではない 9 。

もっとも、消費者概念の定義は、究極的には EU 司法裁判所の判断に委ねられることになるだろう。EU 司法裁判所が従来の考え方¹⁰⁾ を踏襲するのか、「契約のある部分は商業目的で、ある部分は商業外の目的で締結され、かつ、

⁸⁾ Marina Tamm, in: Marina Tamm / Klaus Tonner (Hrsg.), Verbraucherrecht, Nomos, 2012, § 2 Rn. 42 ff, S. 40 f. 二重目的の利用に関する議論については, Bernd Kannowski, in: J. von Staudingers Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch mit Einführungsgesetz und Nebengesetzen, Einleitung zum Bürgerlichen Gesetzbuch; Buch 1 Allgemeinen Teil §§ 1-14; Verschollenheitsgesetz, C. H. Beck, Neubearbeitung 2013, § 13 Rn. 44 ff, S. 468 ff. および Norbert Habermann, in: J. von Staudingers Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch mit Einführungsgesetz und Nebengesetzen, Einleitung zum Bürgerlichen Gesetzbuch; Buch 1 Allgemeinen Teil §§ 1-14; Verschollenheitsgesetz, C. H. Beck, Neubearbeitung 2013, § 14 Rn. 60, S. 509 f. を 参照した。

⁹⁾ Koch, a.a.O. (Fn. 7), S. 759.

¹⁰⁾ ECJ, 20 January 2005, C-464/01, Johann Gruber v BayWa AG [2005] ECR I-439. 同事件では、ブラッセル I 規則の消費者概念について消費者取引であると認められるのは、全体の関係において商業目的を考慮しなくてもよいほどにこの目的が副次的なものである場合である、との立場が取られていた。Norbert Reich / Hans-W. Micklitz, in: Norbert Reich / Hans-W. Micklitz, in: Norbert Reich / Hans-W. Micklitz, in: Norbert Reich / Hans-W. Micklitz / Peter Rott / Klaus Tonner, European Consumer Law, 2nd edition, Intersentia, 2014, pp. 50-51. も参照した。

その商業目的が、契約の全趣旨に照らして優位を占めていないといえるほどに限定的である場合には、その者もまた消費者とみなされる」とする指令の考慮事由に鑑み τ^{11} 、従来の考え方を改めるかどうか、今後の展開が待たれるところである 12 。

(2) テキスト方式・持続的記録媒体 (BGB 126b 条)

いわゆる「テキスト方式」も指令の国内法化によって内容が修正され、通信取引指令 97/7/EC 以降,EU 法行為で用いられてきた「持続的記録媒体 dauerhafter Datenträger」の概念が導入されることになった。テキスト方式は、持続的記録媒体を用いて判読可能な表示で、かつ表意者の氏名が記載されていなければならない(BGB 126b 条 1 文)。持続的記録媒体とは、表意者の相手方が,個人的にその者に向けられた記録媒体内の表示を、その表示の趣旨に従って相当な期間にわたって利用できるように保存し、または記録することを可能にするものであって、その表示を元のまま再現するのに適しているものをいう(BGB 126b 条 2 文)。

指令によれば、紙やデジタル・データを記録する装置(USB メモリ、CD-ROM、メモリーカード、パソコンのハードディスク)に加えて、電子メールも持続的記録媒体に該当する $^{13)}$ 。この点は立法理由からも明らかである $^{14)}$ 。他方、ウェブサイトでの再生は持続的記録媒体に該当しない $^{15)}$ 。表意者の相手方が、その表意者の表示を保存または記録することも、一定期間にわたってオリジナルのままでこれを利用することも保証できないからである $^{16)}$ 。

テキスト方式と持続的記録媒体がどのような基準で使い分けられているかは.

¹¹⁾ Erwägungsgrund (17).

¹²⁾ Tonner, a.a.O. (Fn. 4), S. 446.

¹³⁾ Erwägungsgrund (23).

¹⁴⁾ Begründung zum Regierungsentwurf, BT-Drucks. 17/12637, S. 44.

¹⁵⁾ Begründung zum Regierungsentwurf, BT-Drucks. 17/12637, S. 44.; Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 577 f.

¹⁶⁾ Begründung zum Regierungsentwurf, BT-Drucks. 17/12637, S. 44.

BGB およびドイツ民法典施行法(以下「EGBGB」とする。なお,とくに断り書きがない限り,国内法化法施行後の条文を指すものとする。)の条文からは判然としていない。① 新たに持続的記録媒体が明文化されたもの 17 ,② テキスト方式が持続的記録媒体に置き換えられたもの 18 ,③ テキスト方式の文言が新たに用いられたもの 19 に分かれる。

他方, EGBGB 246a 条§ 4 第 2 項では、判読可能性や事業者の名前を要件として挙げているにもかかわらず、「テキスト方式」ではなく「持続的記録媒体」が用いられている。これは文言としても一貫性を欠くものであって、両者の使い分けの基準も含めて、再度調整する必要があるものと思われる。

(3) 物 品 (BGB 241a 条)

BGB 241a 条では,「物 Sache」が「動産 bewegliche Sachen」へと表現が改められ,「物品 Waren」という概念が加えられた。これは従来用いられてきた「物」を「動産」に限定し,指令 2 条 3 号で用いられていた「物品」概念を受け継いだことになる $^{20)}$ 。もっとも,BGB 241a 条 1 項には,「事業者が,消費者に対して,執行方法その他司法機関の方法によって売却されるのではない動産(物品)を引き渡し,又はその他給付を提供する場合において,……」と規定されているように,この概念は,事業者が消費者に対して任意に行う給付を例示しているにすぎない $^{21)}$ 。立法理由によれば,水,ガスおよび電気も,これらが体積を限ってまたは量を定めて販売された場合には,「物品」に含まれる $^{22)}$ 。

¹⁷⁾ BGB 312 f 条 1 項・ 2 項, 同356条 1 項, 同357条 8 項, EGBGB 246 a 条 § 4 第 2 項・第 3 項など。

¹⁸⁾ BGB 492条 5 項・6 項,同 504条 2 項,同 505条 1 項・2 項,同 507条 1 項, EGBGB 247条 § 13第 2 項,同 247条 § 14第 3 項など。

¹⁹⁾ BGB 312 h 条。

²⁰⁾ Tonner, a.a.O. (Fn. 4), S. 447.

²¹⁾ Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 578.

²²⁾ Begründung zum Regierungsentwurf, BT-Drucks. 17/12637, S. 44. なお, この他にも,「物品」は, BGB 312 b 条 1 項, 同312 g 条 2 項, 同312 i 条, 同355条 3 項, 同356条 2 項, 同357条 4 項ないし 7 項で用いられている。

BGB 241a 条 1 項の「物品」の定義に対しては、司法機関の方法によって売却されるわけではないので、人間の臓器が「物品」として性質決定され、裁判所で競売にかけられた木綿はもはや「物品」に含まれないことになるのではないかとの批判がある 23 。極端な例ではあるとはいえ、注意を要するところではある。なお、これに合わせて、注文のない給付について定めた BGB 1241a 条 3 項の文言は削除されることになった 24 。

(4) 営業所外契約 (BGB 312b 条)

まず、営業所とは、事業者が自らの行為を継続的に行うための固定式の事業の場所や、事業者が自らの行為を通例行うための移動式の事業の場所をいう。また、事業者の名において、または事業者の代理として行動する者が、自らの行為を継続的に、または通例行う事業の場所もこれに含まれるとしている(BGB 312b 条 2 項)。これにより、従前の「訪問販売」(BGB 旧312条 1 項)と比べて、より広い範囲の取引に適用されることになった。

営業所外契約とは、次のような状況のいずれかをいう。① 消費者と事業者が同時に物理的に対面して、その事業者の営業所でない場所で締結されるもの、② ①の状況において、申込みが消費者によりされるもの、③ 事業者の営業所または通信手段を用いて締結されるが、その直前に、消費者が事業者の営業所の外で、消費者と事業者が同時に物理的に対面して個人的かつ個別的に呼びかけられたもの、④ 消費者に物品の販売または役務の提供の宣伝をし、これに関わる契約を消費者と締結することを目的として、事業者又は事業者の支援を受けて組織された旅行中に締結されるものをいう。なお、自己の名においてもしくはその者の代理として行動する者は、事業者であるとされている(BGB

²³⁾ Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 578. この他に, BGB 241a 条に対する指令の適合解釈 (richtlinienkonforme Auslegung) を試みるものとして, Helmut Köhler, Unbestellte Leistungen, JuS 2014, S. 865-872. がある。

²⁴⁾ BGB 旧241 a 条 3 項:「注文した給付に代えて品質及び価格について同等の価値を有する給付が消費者に提供され、かつ消費者には受領する義務がないこと及び返送費用を負担する必要がないことが説明されているときは、注文のない給付とならない。」

312b条1項)。

(5) 通信取引契約 (BGB 312c 条)

通信取引契約とは、事業者または事業者の名においてもしくは事業者の代理として行動する者が、契約交渉および契約締結のために、もっぱら通信手段を利用する契約をいう。ただし、契約締結が、通信取引のために組織された販売システムまたは役務提供システムの中で行われないときは、通信取引契約には該当しない(BGB 312c 条 1 項)。また、通信手段とは、契約当事者が同時に物理的に対面することなく、契約交渉時又は契約締結時に用いることのできるあらゆる情報伝達手段をいう。具体的には、郵便や電話、ファックス、電子メール、SMS などがある(BGB 312c 条 2 項)。通信手段の定義は、従来のものとほぼ同様である。なお、指令にも明確な定義はされていない(指令 2 条 7 項参照)²⁵⁾。

2. 適用範囲

BGB 312a 条から BGB 312h 条までの規定は、BGB 310条 3 項に定める消費者契約、すなわち事業者と消費者との間で「事業者の有償給付を目的とする」契約にのみ適用される(BGB 312条)²⁶⁾。したがって、事業者は、物品を供給し、又は役務を提供して、それに対して消費者が代金を支払うことになる。消費者が支払う「対価」は広く解されており、金銭である必要も、事業者の反対給付と客観的に同一の価値を有するものである必要もない。また、時間的な観点からは、BGB 312a 条以下および撤回権に関する同355条以下は、国内法化法の施行後に締結された消費者契約に適用されることになる²⁷⁾。

指令3条3項には、適用除外とされる項目が数多く列挙されている。BGBでも概ねこれらの項目を引き継いでいる。したがって、BGB 312a 条以下の規

²⁵⁾ Forster, a.a.O. (Fn. 7), S. 1571. ただし、指令の考慮事由には、通信手段の具体例として、「郵便、インターネット、電話又はファックス」が挙げられている (Erwägungsgrund (20))。

²⁶⁾ もっとも, この点について Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 578. は批判的である。

²⁷⁾ Förster, a.a.O. (Fn. 7), S. 1569.

定は、たとえ消費者契約であったとしても、限定的な範囲で適用されるにすぎない点に留意する必要がある。もっとも、その項目の大半は国内法化以前のBGBですでに認められていたものである(別表参照)。

新たに適用除外とされる項目として加わることになったのは、① 現存する建造物の重大な改築に関する契約 (BGB 312条 2 項 3 号)、② 診療契約 (同 7 号)、③ 執行方法等による動産の売却に関する契約 (同13号) である。これらは指令の内容に準ずるものである。①については、規模や複雑さといった点では、新たな建造物の建築と同程度のものであって、高額な取引がなされる。したがって、営業所外契約または通信取引契約の方法で締結されることはない。また、それぞれの国家には特別な規律が存在することが多く、あるいは少なくともそうした規律が望まれている。②については、BGB 630a 条以下の規定が医療従事者による包括的な情報提供義務や書類作成義務を定めているからである (BGB 630c 条以下参照)。また、万が一、営業所外契約や通信取引契約が締結されたとしても、それは、通常の場合、消費者自身から要請されるものであるからである²⁸⁾。

また、これまでは撤回権の適用除外とされていた項目が、BGB 312a 条 1 項、3 項、4 項および 6 項を除く規定の適用除外とされ、結果的に、これらの項目では適用除外となる範囲が拡張されたことになる。これに該当するのは、公証人を通じて文書に記録された契約(BGB 312条 2 項 1 号。BGB 旧312条 3 項 3 号参照) 29 、消費者が設定した電話、インターネットなどの接続を利用するために締結される契約(BGB 312条 2 項 11号。BGB 旧3124条 4 項 7 号参照)および 40 ユーロを超えない取引(BGB 312条 2 項 12号。BGB 旧312条 3 項 2 号参照)である。

従来の通信取引契約において適用除外とされた項目から引き継いだものは, 不動産取引 (BGB 312条 2 項 2 号。BGB 旧312b 条 3 項 4 号参照),新たな建造物の建築 (同 3 号。BGB 旧312b 条 3 項 4 号参照),BGB 651a 条に定めるパック旅行

²⁸⁾ Förster, a.a.O. (Fn. 7), S. 1569.

²⁹⁾ 公証人を通じて文書に記録された契約であっても、営業所外で締結される金融サービス(信用、投資および保険)は適用除外となる(BGB 312条 2 項 1 号 a))。

(同 4 号。BGB 旧312b 条 3 項 6 号参照), 旅客運送 (同 5 号。BGB 旧312b 条 3 項 6 号参照), 一時的居住権に関する契約など (同 6 号。BGB 旧312b 条 3 項 2 号参照), 食料品などの定期的な供給 (同 8 号。BGB 旧312b 条 3 項 5 号参照), 自動販売機などの利用 (同 9 号。BGB 旧312b 条 3 項 7 号 a) 参照), 公共のコインまたはカード電話機の利用 (同10号。BGB 旧312b 条 3 項 7 号 b) 参照) である³⁰⁾。

金融サービスに関する契約は、指令の適用除外とされていたが(指令3条3項(d)参照)、「銀行サービス及び信用供与、保険、個人向け老齢年金、投資又は支払(金融サービス)と関連するサービスであって、これに続いて相次いで生じる事象との一回目の合意又はこれに続いて生じる別個のものではあるが一定の時間内に生じる同種の事象の合意群をまとめるものに関する契約関係の場合、本款第1目及び第2目の規定は、最初の合意にのみ適用されるものとする」(BGB 312条5項)とされているように、BGB にはすべての金融サービスに関する契約が適用除外とされているわけではない³¹⁾。

その他、子供の世話や長期介護などのソーシャル・サービスに関する契約 (BGB 312条 3 項)、住居賃貸借契約 (同条 4 項)、保険及びそのあっせんに関する契約 (同条 5 項) について、それぞれ一部の規定のみが適用されることになっている 32 。

以上のように、BGB 312条に定める適用範囲は、個別具体的な項目を列挙する方法を採用することで、ある程度の見通しの良さを確保してはいたが、仔細に見れば、きわめて複雑な条文構造を有するものである。参照方法についても、

³⁰⁾ Förster, a.a.O. (Fn. 7), S. 1569 f.

³¹⁾ Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 580. ただし, Albrecht von Loewenich, Einbeziehung von Finanzdienstleistungen in das Gesetz zur Umsezung der Verbraucherrechterichtlinie, NJW 2014, S. 1409-1412. によれば、たとえば、金銭貸付に対する第三者保証を目的として営業所外で締結される消費者契約の場合に撤回権を認めていた連邦通常裁判所(以下、「BGH」とする。)の見解は、2014年6月13日以降、採用されることはないとする。BGB 312条1項の冒頭要件が変更されたこと、ならびに、指令および通信金融サービス指令における完全平準化が上記裁判例の見解と抵触するからである(S. 1411 f.)。

³²⁾ それぞれの契約に適用される規定の詳細については, *Förster*, a.a.O. (Fn. 7), S. 1570.

① 該当する事項を単純に列挙するものもあれば (BGB 312条 2 項・6 項), ② 内容を言い換えたうえで番号を付して列挙するもの (同条 3 項) や BGB 312条 3 項の各番号へ組み込むような形にするもの (同条 4 項) がある³³⁾。

なお、従来の訪問販売は、契約締結時に玄関口で不意打ちでなされるという 状況を前提に適用範囲が考慮されていたが、指令の国内法化にあたって新たに 「営業所外契約」として定義づけられたように、不意打ちの効果(Überrumpelungseffekt)を顧慮することなく適用範囲が拡大されたことになる。他方、こ れまで通信取引にのみ認められていた適用除外とされる項目が、営業所外で 「対面で」行われる販売にまで及んでいる点も重要である³⁴⁾。

【別表】 適用除外の項目に関する一覧 (条文はいずれも BGB を表す)35)

	The state of the s	
適用除外の項目	営業所外契約	通信取引契約
公証人による文書の記録(312条2項1号)	継続(旧312条3項3号)	新設
不動産に対する所有権等の設定,取得又は譲渡 (312条2項2号)	継続(旧312条3項3号: 公証人による文書の記録が されている場合)	継続 (旧312 b 条 3 項 4 号)
新たな建造物の建築 (312条2項3号)	新設	継続 (旧312b 条 3 項 4 号)
建造物の重大な改築 (312条2項3号)	新設	新設
旅行給付 (312条 2 項 4 号)	継続(旧312条 3 項 1 号)	継続 (旧312 b 条 3 項 6 号)
旅客運送(312条2項5号)	新設	継続 (旧312 b 条 3 項 6 号)
一時的居住権等(312条 2 項 6 号)	新設	継続 (旧312 b 条 3 項 2 号)
診療 (312条 2 項 7 号)	新設	新設
食料品などの定期的な供給(312条2項8号)	新設	継続 (旧312 b 条 3 項 5 号)

³³⁾ Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 580.

³⁴⁾ Brönneke/Schmidt, a.a.O. (Fn. 7), S. 7.

³⁵⁾ 表の作成にあたって, $Br\"{o}nneke/Schmidt$, a.a.O. (Fn. 7), S. 8. を参照した。なお,「継続」とされた規定についても,文言等,細かな修正は施されている。さらに,BGB 旧312 b 条 3 項 6 号に定める期日または期間が定められた役務については,現在では BGB 312 g 条 2 項 1 文 9 号に定める撤回権の適用除外に限定されている。

関法 第64卷 第5号

自動販売機等(312条2項9号)	新設	継続 (旧312 b 条 3 項 7 号 a))
公共のコイン電話機等 (312条 2 項10号)		継続(旧312 b 条 3 項 7 号 b))
電話等の接続(312条 2 項11号)		新設(ただし旧312 d 条 4 項7号の撤回権の例外と概 ね一致)
40ユーロ以下の営業所外契約(312条 2 項12号)	継続 (旧312条 3 項 2 号)	
執行方法等による動産の売却(312条2項13号)	新設	新設
保険契約(312条 6 項)	継続(旧312条 3 項)	継続 (旧312 b 条 3 項 3 号)

三一般規定

1. 情報提供義務

事業者は、契約の締結を目的として、消費者に電話をかけるときは、通話の最初に所定の事項について情報を提供しなければならない(BGB 312a 条 1 項)。また、営業所外契約にも通信取引契約にも該当しない、いわゆる「店頭販売Stationärer Handel」における情報提供義務が新たに規定されている。提供する必要のある情報の内容は、指令 5 条に定める項目が非常に複雑多岐にわたることから EGBGB 246条 1 項を参照するように指示されている(BGB 312a 条 2 項 1 文)。具体的には、① 物品または役務の主たる特徴、② 事業者の識別情報、③ 物品または役務の税込みの代金総額、④ 支払、引渡しおよび履行に関する条件ならびに引渡期限、⑤ 法定の適合性保証の存在、⑥ 契約の存続期間およびその解消条件、⑦ デジタル・コンテンツの機能性、⑧ デジタル・コンテンツの、ハードウェア及びソフトウェアとの互換性の制限などである36)。

また、事業者は、消費者に対して、配送料などの費用がさらにかかることを 事前に伝えていた場合にのみ、その費用を消費者に請求することができる (BGB 312a 条 2 項 2 文)。

³⁶⁾ Förster, a.a.O. (Fn. 7), S. 1570.

なお、BGB 312a 条 2 項 1 文および 2 文は、営業所外契約、通信取引契約及び金融サービスに関する契約には適用されない(BGB 312a 条 2 項 3 文)。それぞれ別の規定が用意されているからである(BGB 312 d 条)。

以上のような一般的情報提供義務は、契約締結時に即時に履行される契約や、 日用品に関する取引を含む契約には適用されない (EGBGB 246条 2 項)。また、 ある情報が、諸般の事情から判明するときは、別個に情報を提供する必要はな いとされている³⁷⁾。

2. 追加料金

主たる給付について約定の代金額を超える支払を目的とする合意は、これが消費者との間で明示的に行われた場合にのみ認められる(BGB 312a 条 3 項)。保険のような付随的給付に関する合意について、約款のチェック欄にあらかじめチェックが入れられているような場合、そのような合意は認められない $^{38)}$ 。立法者は具体的にどのような行為が「明示的」であるかを示していない。しかし、立法理由によれば、消費者は、約款の明示的な取り決めをもってしても「直接に意思表示の中で」表明する必要がある $^{39)}$ 。BGB 312a 条 3 項については、追加的な支払について定める指令 22 条との関係で批判がある $^{40)}$ 。

たとえば、クレジットカードを用いる消費者に追加料金の支払義務を求める 合意も無効である。ただし、消費者による支払が通常は無償であり、かつ期待 可能である場合や、追加料金が、そうした支払手段を用いることで事業者に実

³⁷⁾ Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 578 f.

³⁸⁾ Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 579.

³⁹⁾ Begründung zum Regierungsentwurf, BT-Drucks. 17/12637, S. 53.; Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 579.

⁴⁰⁾ Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 579. によれば、消費者の「明示的」な同意が、事実上、消費者の契約に基づく意思表示と重なり合ってしまうとして、同条3項を批判する。指令の適合解釈によれば、消費者の「明示的」な同意とは、消費者自身の意思表示が、言語もしくはこれと同価値の記号で表現されるか、消費者があらかじめ設定された言語または記号を習得し、またはそれらに同意している場合には、消費者自身の意思表示が同価値の表示行為(たとえば、追加料金を支払うたびに専用の接続画面をクリックすること)によって行われる場合に限られる、という。

際に生じた費用を超えるものではない場合は、無効とはならない (BGB 312a 条 4 項)。したがって、事業者が追加料金を過度に要求し、または、クレジットカードによる支払にあたって事業者に必要とされる費用を、消費者の料金でまかなうような濫用的な事例が回避されることになる⁴¹⁾。

消費者が、問合せや説明を受けるために、事業者が用意した電話番号にかけて電話する場合には、通信サービスの「純然たる利用のための料金」を超える料金について合意することはできない(BGB 312a 条 5 項)。

なお、これらの追加料金に関わる合意が契約の構成要素となっていないとき、 または、無効であるときは、その契約は、当該合意以外の部分については有効 である (BGB 312a 条 6 項)。

3. 電子商取引

電子商取引上の契約については BGB 312i 条と同312j 条で規定されている。 もっとも、前者の規定の適用対象は消費者契約に限定されていない。後者の規 定が消費者契約にのみ適用される。

BGB 312j 条 2 項から 4 項までの規定は、すでに国内法化されていた「ボタンクリックによる解決方法 Button-Lösung」を含むものである。電子商取引における消費者契約では、事業者は、物品又は役務の主たる特徴や、追加費用を含む代金総額に加えて、場合によっては、契約期間や契約解消の条件といった、EGBGB 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 1 号、第 4 号、第 5 号、第11号および第12号に定める情報を強調された形で、しかも消費者が注文を行う直前に提供しなければならない(BGB 312j 条 2 項)。注文状況は、消費者が注文を通じて、代金の支払義務を負うことを明示的に確認できるようなものでなければならない。また、接続画面を通じて注文が行われる場合には、注文状況は、「支払義務を伴う注文」という文言またはこれに類する明確な文言が付されていなければならない(BGB 312j 条 3 項に定めるこれらの義務を履行するときにのみ、同312j 条 2 項に定める契約が成立する(BGB

⁴¹⁾ Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 579.

312j条4項)。その他,事業者は,遅くとも注文する過程の開始時に,配送制限が存在するかどうかといった点や,どのような支払方法が認められているのかといった点について,明確に,かつ判読可能なように示されていなければならない (BGB 312j条1項)。

4. 売買法および一般契約法

指令には売買法上の規律が含まれていることから、これに関連する BGB の規定も修正を受けることとなった。たとえば、指令に定める保証(指令2条14号)の定義により近い内容に改められた(BGB 443条)。また、消費者契約における履行期に関する規定が加えられた(BGB 474条3項)。さらに、送付売買における危険の移転に関する BGB 447条は消費者契約にも関連する規定である(BGB 474条4項)。BGB 474条1項によれば、動産の売買の他に、役務の提供を目的とする契約も、消費用動産売買とみなされる。この点は、役務が従たる意味しか有するものではない契約、たとえば、教育契約の中で教材も販売される場合の契約も含まれる。実際、指令では、「物品と役務の双方を目的とする契約を含む」(指令2条5号)としており、売買契約を広く捉えている。この点は、請負契約や雇用契約などに性質決定されるべき役務との関係で、適合性保証に関する義務に影響を及ぼすことになるとの指摘がある⁴²⁰。

指令18条2項および同条3項の国内法化を通じて、BGBの解除および告知の範囲について修正されている。具体的には、債権者が契約締結前に債務者に伝えていた内容または契約締結に付随するその他事情によれば、期日または期間にあわせた履行が債権者にとって重要であるにもかかわらず、債務者が、契約で定められた期日までに、または契約で定められた期間内に、その履行をしないときには、債権者は債務者に対して履行または追完のために相当の期間を定めることなく、契約を解除することができる(BGB 323条2項2号)。これは、相対的定期行為に関する規定である。この点については、立法者は指令18条の用語に合わせただけにすぎないと考えているかもしれないが、債権者が契約締

⁴²⁾ Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 579.

結前に通知するだけで相対的定期行為の効力を生じさせる可能性があるとの指摘がある⁴³⁾。

また、契約に適合した履行がされない場合において、双方の当事者の利益を 顧慮して即時の解除を正当化する特段の事情が認られるときにも、同様に、相 当の期間を定めることなく契約を解除することができる (BGB 323条 2 項 3 号) 44 。

四 営業所外契約および通信取引契約

1. 適用範囲

上述のように、「訪問販売」に代えて「営業所外契約」の文言が新たに導入された (BGB 312b 条)。したがって、消費者自身が契約締結を開始する場合も含まれることになった。

また、事業者の営業所ではない場所で契約が締結されることから(BGB 312b 条 1 項 1 号),訪問販売ではほとんど考慮されることがなかった,顧客のところで行われなければならない手工業上の給付や修理に関する給付などを目的とする契約も,営業所外契約に該当することになった。公証人や弁護士の事務所のような「中立的な」場所での契約もこれに含まれる。現金取引については40 ユーロを限度とすることは維持された(BGB 312条 2 項12号)。また,いわゆる「コーヒーツアー Kaffeefahrt」 45 も営業所外契約に該当する(BGB312条 1 項 4 号参照)とされている 46 。

⁴³⁾ *Tonner*, a.a.O. (Fn. 4), S. 447. もっとも, Tonner 自身は, 債務者が, そのような債権者の通知がなされる場合には, 契約締結に関わらなければよいとして, BGB 323条 2 項 2 号の文言は適切であるとする。

⁴⁴⁾ 国内法化による BGB 323条の変更点については, Ralph Schmitt, Die Änderungen beim Rücktrittsrecht nach § 323 BGB durch das Gesetz zur Umsetzung der Verbraucherrechterichtlinie, VuR 3/2014, S. 90-99.

⁴⁵⁾ コーヒーツアーとは、事業者によって企画された販売目的の旅行をいい、旅行者に対して、旅行移動中に商品等を売りつけるものをいう。Jochen Hoffmann、in: Marina Tamm / Klaus Tonner、a.a.O. (Fn. 8)、§ 39 Rn. 12、S. 1495.; Tobias Brönneke/Fabian Schmidt、a.a.O. (Fn. 7)、S. 4. も参照した。

⁴⁶⁾ Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 581.

2. 契約締結前の情報提供義務

指令は、事業者の情報提供義務を定めているが(指令5条、同6条)、BGBでは、まず、契約締結前の情報提供義務として、事業者は、EGBGB 246a 条に定める情報を提供しなければならない(BGB 312a 条 2 項)。したがって、契約締結前であっても、諸々の情報が書面で、または、消費者が同意している場合には、その他の持続的記録媒体で(BGB 312f 条 1 項 2 号参照)提供されなければならない。

また、従来の通信取引契約における情報と比べて、たとえば、引渡しまたは履行の期限を含む支払条件、引渡条件および履行条件(EGBGB 246a 条§ 1第1項第7号)、法定の適合性保証の存在(EGBGB 246a 条§ 1第1項第8号)、デジタル・コンテンツ 47)の機能性や、これとハードウェアおよびソフトウェアとの相互運用性(EGBGB 246a 条§ 1第1項第14号、同条§ 1第1項第15号)、または、利用可能な裁判外の苦情処理制度および救済制度(EGBGB 246a 条§ 1第1項第16号)に関する情報が新たに追加された。限られた場所や時間しか与えられていない通信手段を用いて締結される場合において、上記のような情報を十分に提供することができないときには、提供されるべき情報の項目が減らされている(EGBGB 246a 条§ 3) 48)。

以上のように、営業所外契約に代わる販売手段がない事業者には、新たに上記のような情報提供義務が課されることになった。一部の事業者については、このような責任が軽減されているが、その対象となる取引はわずかである。具体的には、事業者および消費者の給付が即時に履行され、かつ消費者によって支払われるべき代金額200ユーロを超えない営業所外で締結される修理または

⁴⁷⁾ デジタル・コンテンツとは「デジタル形式で作成され、提供されるデータ」(指令 2 条11項)、「デジタル形式で作成され、かつ提供される有体の記録媒体によらないデータ」(BGB 312f 条 3 項)とされているが、それ以上の具体的な定義はなされていない。もっとも、考慮事由(19)によれば、具体例として「コンピュータ・プログラム、アプリケーション、ゲーム、音楽、ビデオ又はテキスト」を挙げている。詳細については、 $Martin\ Schmidt\ Kessel$ 、 $Verträge\ über\ digitale\ Inhalte\ -$ Einordnung und Verbraucherschutz、K & R 7/8/2014, S. 475-483. を参照した。

⁴⁸⁾ Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 581.

補修を行う契約に限定されていた (EGBGB 246a 条 § 2)。

金融サービスの場合、事業者は、以上のものとは異なる情報提供義務を負うこととされており、事業者は、EGBGB 246b 条に定める情報を提供しなければならない(BGB 312d 条 2 項)。立法にあたって、営業所外契約による金融サービスに関する取引は、通信取引契約による金融サービスに関する取引との制度的な関連性を強めることになった。しかし、その一方で、通信取引一般と金融サービスに関する通信取引との制度的な関連性は弱まることになってしまったのである 49 。

撤回権の説明に関するひな形を介して撤回権を説明するという,従来の手法は維持されている(EGBGB 246a 条 2 項 2 号に関する付表 1)。さらに,標準撤回書式が新たに規定されている(EGBGB 246a 条 § 1 第 2 項第 1 文第 1 号および同条 § 2 第 2 項第 2 号に関する付表 2)が500,消費者が必ずしもこれを用いる必要はない。

3. 複写物および確認書

以上の情報提供義務に加えて、事業者に対して、契約書面の複写物、または、契約内容を持続的記録媒体で、営業所外契約の場合には、基本的には書面で確認させるものを交付する義務が課されている (BGB 312f 条)。このような義務は、たとえば、契約締結前の段階で事業者が所定の情報を提供するために持続的記録媒体が用いられた場合には、契約内容の確認ができないという事情からも認められるべきものである。もっとも、オンラインで用意されたソフトウェアやアプリケーションなどのデジタル・コンテンツの場合には、確認書において、消費者が、撤回期間の満了前に事業者が契約の履行を開始することに明示的に同意し、これにより消費者の撤回権が失われることについて知っていたこ

⁴⁹⁾ Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 581.

⁵⁰⁾ 金融サービスに関する営業所外契約及び通信取引契約については、(EGBGB 246 b 条 § 2 第 3 項に関する) 付表 3 に撤回権の説明に関するひな形が規定されている。

とも確認されなければならないとする規定 (BGB 312f 条 3 項) については、無意味な規律であるとの批判がある $^{51)}$ 。

4. 撤回権の成立

営業所外契約の場合も通信取引契約の場合も,BGB 355条に基づいて,消費者は原則として撤回権を行使することができる(BGB 312g 条 1 項)。従来,訪問販売と通信取引契約で認められていた撤回権の制度がまとめられ,一部では拡大されることとなった 52 。その一方で,従来からドイツで認められていた返品権(Rückgaberecht)に関する規定(BGB 旧 312 条 1 項 3 号)は,指令では認めてられておらず,削除しなければならなかった 53 。

また、撤回権が認められない契約の一覧が条文に規定されることとなった (BGB 312g 条 2 項)。もっとも、完全に新規のものとして加えられたのは、① 密封された物品であって、引渡し後に開封されたときは、健康保護又は衛生上の理由から返還に適さない物品(同条 2 項 3 号)と、② 価格が契約締結時に合意されていて、早くても契約締結から30日を経過した後に引き渡すことができ、かつ、時価が、事業者が支配できない金融市場の変動に左右される酒類(同条 2 項 5 号)にすぎない。

それ以外の契約については、通信取引契約に関する従来の規定で認められてきたものを変えることなくそのまま引き継いだものである。具体的には、①消費者の要求に応じて個人用のものとして作られた物品(BGB 312g 条 2 項 1号)、② 劣化しやすい物品(同条 2 項 2 号)、③ 性質によって分離できずに混合された物品(同条 2 項 4 号。CD や DVD のデジタル・コンテンツがこれに含まれる)、④ 開封されたパソコンのソフトウェア(同条 2 項 6 号)、⑤ 定期購読を除く新聞や定期刊行物、雑誌(同条 2 項 7 号)、⑥ 金融市場の変動の影響を受ける物

⁵¹⁾ Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 581 f.

⁵²⁾ 訪問販売では BGB 旧312条 1 項, 4 号および 5 号で, 通信取引契約では BGB 旧312 d 条 1 項, 4 項および 5 号で, それぞれ撤回権が認められていた。

⁵³⁾ Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 582.

品または役務 (同条 2 項 8 号), ⑦ 居住目的以外の目的での宿泊設備などや, 特定の期日または期間に履行される余暇活動に関する役務 (同条 2 項 9 号), ⑧ 公開の競り売り (同条 2 項10号), ⑨ 消費者の要求に応じた緊急の修理または保守の作業 (同条 2 項11号), ⑩ 賭け取引および富くじの提供 (同条 2 項12号) および ⑪ 公証人を通じて文書に記録された契約 (同条 2 項13号) である。また, 消費者消費貸借 (BGB 495条) や有償の融資援助 (BGB 506条以下) では, すでに撤回権が消費者に認められているので, それらの規律が優先されることになる (BGB 312g 条 3 項)。この点は, 国内法化以前の状況と変わらない (BGB 旧312a 条および同旧312d 条 5 項参照) 54)。

たとえば、消費者が、緊急の修理または保守が必要とされる装置について、これを行うために、事業者に対して、自宅への訪問を明示的に求めた場合には、(②のケースに該当し、撤回権は認められない。公証人を通じて文書に記録された契約の場合には、やや複雑である。BGB 312a 条 1 項、3 項、4 項および6項を除く規定の適用除外として、上記の契約が該当するからである (BGB 312条 2 項 1 号)。したがって、金融サービスに関する通信取引契約の場合を除いて、BGB 312g 条に基づいて消費者に撤回権を認めることができるのは、法律が公証人を通じて文書に記録することをあらかじめ定めておらず、かつ、公証人が、とくに撤回権が認められないことについて説明する義務を怠っていた場合に限られる 55 。また、BGB 55 0。また、BGB 51 2g 条 2 項 2 文によれば、「契約締結の基礎となる口頭の交渉が、消費者の消費者の事前の注文になっていたとき」の旅行給付について、営業所外で締結された契約の場合には撤回権が認められない。もっとも、このような旅行給付には、BGB 51 2条 2 項 4 号 b) により、BGB 51 2d 条を適用することはできない 56 0。

⁵⁴⁾ Förster, a.a.O. (Fn. 7), S. 1572 f.

⁵⁵⁾ Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 582. は, BGB 312g 条 2 項13号に基づく撤回権の 行使が認められないことについて批判する。

⁵⁶⁾ Wendehorst, a.a.O. (Fn. 5), S. 582.

5. 撤回権の行使および効果

(1) 撤回権の行使

事業者も消費者も、撤回権の行使が有効であれば、もはや契約に拘束されることはない(BGB 355条1項1文)。消費者が撤回権を行使するには、消費者に認められている撤回権を実際に行使していなければならない。形式的には、消費者は従来と同様に、たとえば、事業者に対して、手紙や電話を通じて意思表示をする必要がある。意思表示から「契約を撤回する消費者の決定は明確に読み取れる」(BGB 355条1項3文)ものでなければならないが、その意思表示にあたって理由を述べる必要はない。むろん、従来の法状況と違って、「コメントのない」物品の返送だけでは不十分である。BGB 旧356条に基づく返品権は、代替の規定が置かれることもなく削除された570。

他方で、テキスト方式を遵守する必要もなくなっている (BGB 旧355条1項2 文参照)。消費者は、用心のために、撤回権を行使したことを書面にし、場合によっては、後述する標準撤回書式を用いることもできる。

なお、指令の国内法化にあたって、撤回権に関する BGB 第 2 編第 3 章第 5 節第 2 款 (BGB 355条~同361条) の規定も整理されることになった。まず、BGB 355条には、あらゆる撤回権について適用される撤回の意思表示に関する一般規定(同条 1 項 2 文ないし 4 文)、撤回期間に関する一般規定(同条 1 項 5 文)および撤回権の効果(同条 1 項 1 文および同条 3 項)が規定されている。次に、BGB 356条から同356c 条までの規定は、BGB 355条を補うものであって、そこには、個々の契約類型に応じた撤回の意思表示や撤回期間が定められている。BGB 357条から同357c 条までの規定では、個々の契約類型に応じて、有効に撤回権が行使された場合の効果が規定されている。また、BGB 358条から同360条までの規定は結合契約(verbundene Verträge)などに関するものであり、BGB 361条は、その他の請求権や立証責任などに関する規定である。本稿との関係では、営業所外契約および通信取引契約における撤回権を定める BGB 356条、およびその効果を定める BGB 357条が重要となる。

⁵⁷⁾ Förster, a.a.O. (Fn. 7), S. 1573.

(2) 撤回期間

撤回期間は14日間に統一されており、通常、契約締結時から開始する。消費者は、撤回の意思表示を、上記期間内に発信することで足りる。すなわち、旧法のように、事業者への到達は問題にならない。消費者が、撤回権を行使し、事業者に対して有効に自らの撤回の意思表示が行われた場合には、それぞれの当事者は、相手方から受領した給付を返還しなければならない(BGB 355条 3 項 1 文)。撤回期間を維持するためには、典型的には(BGB 355条 1 項 5 文)、消費者による適時の物品の返送で足りる(BGB 355条 3 項 3 文)。物品の返送は、従来と同様に、原則として事業者が危険を負担して行われる(BGB 355条 3 項 4 文)。ただし、消費者は、当該物品を、少なくとも輸送に耐える見込みがあるほどの包装を施す必要がある⁵⁸⁾。

(3) 標準撤回書式

事業者は、消費者に対して、ウェブサイトに EGBGB 246a 条§ 1 第 2 項第 1 文に関する付表 2 に定める標準撤回書式を提供しなければならない (BGB 356条1項1文)。これは、定型句からなるものであって、当事者の宛先、売買の目的物および売買の日付が記載されたものにすぎない。消費者がそうした書式を用いて行使された撤回は、たとえば、Eメールに添付された pdf ファイルのように、データ事業者の側でも「デジタル保存可能である」ことを消費者に確認させるものでなければならない (BGB 356条1項2文)。

(4) 撤回期間の開始

14日間の撤回期間は、早くても消費者契約の締結時に開始する (BGB 355条2項)。個々の事案における撤回期間の起算点は、BGB 356条2項および同条3項1文の規定に基づいて、いわば重畳的に生じる。消費用動産売買が存在するときは (BGB 474条1項1文)、撤回期間の開始は、物品の供給方法によって異なる (BGB 356条2項1号)。物品が一つである場合には、何時の時点で消費

⁵⁸⁾ Begründung zum Regierungsentwurf, BT-Drucks. 17/12637, S. 60.; Förster, a.a.O. (Fn. 7), S. 1573.

者がこれを手にするかが考慮されなければならない (BGB 356条 2 項 1 号 b)。 一回の注文に基づいて、個々の物品が複数回に分けて引き渡される場合、または、物品の一部が複数回に分けて引き渡される場合 (BGB 356条 2 項 1 号 c)、すなわち、個々の引渡しとの間に認識可能な関係が存在する限りで、最後の物品が問題となる。他方、定められた期間中に定期的に繰り返される引渡しの場合には、最初の物品の取得が重要となる (BGB 356条 2 項 1 号 d)。消費者契約の目的がエネルギーの供給または有体のものではないデジタル・コンテンツであるときには、撤回期間は、契約締結時に開始する (BGB 356条 2 項 2 号)。

契約の目的とは関係なく、事業者は、消費者に対して、撤回権を行使するための条件や期間、手続について情報を提供していたときは、撤回期間は、その時点から進行する (EGBGB 246a 条§ 1 第 2 項第 1 号と関連する BGB 356条 3 項 1 文)。その他の情報については、現在では、契約の目的が金融サービスである場合に提供する必要があるにすぎない (EGBGB 246b 条§ 2 第 1 項)。

(5) 撤回権の消滅

BGB 356条 3 項 2 文により、撤回権は、金融サービスを除く(3 文)すべての取引において、適切な説明がなされたか否かに関係なく、BGB 355条 2 項 2 文または BGB 356条 2 項に定める撤回期間が開始する時から12か月と14日で消滅する(BGB 355条 2 項 2 文または BGB 356条 3 項)。したがって、撤回権に関する説明が行われず、または瑕疵があった場合に認められていた無期限の撤回権は、認められなくなった。 1 年以内に適切な説明が行われたのであれば、撤回期間はその時から14日で消滅する。

消費者契約の目的が役務の提供であって、事業者が役務を完全に提供し、かつ役務の履行をもってはじめて開始することについて消費者が明示的な同意を与えた時に、事業者の完全な契約の履行をもって撤回権を失うことを知ったときは、事業者がその役務を完全に履行した場合に、撤回権が消滅する(BGB 356条4項)。したがって、従来とは異なり、事業者による一方的な履行で足りる。また、BGB 312f 条3項に定める情報提供義務と関連して、消費者が、有

体でないデジタル・コンテンツを取得し、その引渡しを事業者が撤回期間の満了する前に開始し、かつ、消費者が、明示的に、かつ、撤回権の喪失を知ってそのことに同意していたときは、撤回権は期限前に消滅する(BGB 356条 5 項)。

(6) 撤回後の清算関係

撤回権を行使すること自体の期間(通常の場合であれば、BGB 355条 2 項 1 文)と、撤回権の行使に引き続いて行われる物品等の返還期間は区別されなければならない。後者は、通常であれば、14日間であり、かつ、消費者にとっては、撤回の意思表示をした時から開始し、事業者にとっては、その意思表示が到達した時から開始する(BGB 355条 3 項 2 文と関連する BGB 357条 1 項)。事業者と消費者は、相手方の給付を返還しなければならない。すなわち、事業者は受領した売買目的物または役務の代金を返金しなければならないのに対して、消費者は、可能な限り、物品を返還しなければならない⁵⁹⁾。

売買代金などの他に、場合によっては、事業者は消費者に対して引渡しの費用も負担しなければならないことがある(BGB 357条 2 項 1 文)。しかし、そうした補償請求権は、消費者にとって有利で、かつ標準的な供給に限定されている(BGB 357条 2 項 2 文)。その結果、たとえば、速達にすることで必要とされる費用は補償対象とはならない。特段の定めがないのであれば、事業者は、代金を、事業者がそれを取得していたのと同一の方法で消費者の手元に届くようにしなければならない(BGB 357条 3 項)。指令の考慮事由によれば、消費者は、商品券で支払っていた場合には、事業者は消費者に対して新たに商品券を交付することで十分である⁶⁰⁾。消費用動産売買の場合には、事業者は、事業者自身が物品を取り戻すまで、または、消費者がその物品を発送していたことを証明するまで、代金の返還を拒絶することができる(BGB 357条 4 項 1 文)。これは、事業者が、物品を自ら引き取ることを申し出ていた場合には適用されない(BGB 357条 4 項 2 文)。

⁵⁹⁾ *Förster*, a.a.O. (Fn. 7), S. 1573. 契約が撤回された際の清算の問題については、さらに、*Leier*, a.a.O. (Fn. 7). S. 457 ff. を参照した。

⁶⁰⁾ Erwägungsgrund (46).

消費者は、通常(BGB 357条 5 項参照)、物品を自己の費用で返送することを、事業者によって適切に説明を受けていた場合には、それに従わなければならない(EGBGB 246a 条§ 1 第 2 項第 1 文第 2 号と関連する BGB 357条 6 項 1 文)。従来と異なり(BGB 旧357条 2 項 2 文参照)、費用の上限はもはや存在しない。もちろん、事業者がそうした費用を負担する準備をしていたときは、別である(BGB 357条 6 項 2 文)。さらに、営業所契約の場合、事業者は、物品が契約締結時に消費者の住居で引き渡され、かつ、物品が郵便で返送できない性質を有するものであるときは、自己の費用で引き取らなければならない。

(7) 価値の減少に対する賠償義務

事業者は,物品の返還と並んで,物品の価値が減少した分について賠償を求 めることができる。これは、事業者が消費者に正しく撤回権の説明をし、消費 者が、場合によっては物品が長くもたないことを知っていなければならなかっ たにもかかわらず、物品を撤回期間中に十分に注意して取り扱わなかったため に、物品の価値が減少した場合に認められる(EGBGB 246a 条§1第2項第1文 第1号と関連するBGB 357条 7項)。事業者が役務を提供し、または、エネルギー を供給していた場合には、価値の減少に対する賠償請求権が事業者に認められ ている。役務やエネルギーは、その性質上、自然のままで返還することができ ないからである(BGB 346条 2 項 1 号参照)。そして、事業者が、撤回権につい て正しく説明を受けた消費者の了解の下で、すでに進行している撤回期間中に 給付を提供していた場合にも認められる。賠償の対象となるのは,撤回がなさ れるまでに提供された給付である (EGBGB 246条§1第2項第1文第1号・第3号 と関連する BGB 357条 8 項 1 文ないし 3 文)。価値の減少に対する賠償は、約定の 反対給付を考慮して取り分に応じて算定されるか, または, 給付の市場価値に 従って算定されなければならない。有体でないデジタル・コンテンツの供給の 場合には、原則として、以上のような価値の減少に対する賠償義務は認められ ていない (BGB 357条 9 項)。

五 結びにかえて

以上,ドイツにおける指令の国内法化の内容について概観してきた。法体系 や法律構成が大きく形を変え,至るところで細分化されていること以外に,従 来の法状況との相違点を次のようにまとめることができる⁶¹⁾。

① 営業所外契約について、その多くが通信取引契約のルールに調整される ことになった。ただし、金融サービスについては、数多くの例外が認められる ことになった。② 営業所外契約に関する規定の適用範囲は、従来の訪問販売 と比べて広くなった (BGB 312b 条 1 項参照)。③ 事業者の情報提供義務は、店 頭販売においても営業所外契約・通信取引契約においてもより強化されること になった (EGBGB 246条と関連する BGB 312a 条 2 項 1 文, EGBGB 246a 条と関連す る BGB 312d 条1項1文)。④ 撤回権に代わるものとしての返品権 (BGB 旧356条 参照)が消費者に認められなくなった。⑤ 撤回期間の開始を目的とした事業 者側からの情報提供は、金融サービスの場合を除いて、以前と比べてより簡潔 なものとなった (EGBGB 246a 条 § 1 第 2 項第 1 号)。⑥ 撤回に関する説明が適 切なものではないときも、撤回権は、通常、無期限に認められるものではなく なった (BGB 356条 3 項 2 文)。⑦ 消費者が、物品の返送費用を負担する義務は、 今後は金額の多寡に応じて課されることはない(BGB 357条6項1文参照)。⑧ 事業者は、原則として、物品の価値の減少に対する賠償(BGB 357条7項)を超 えて、物品の利用に対する賠償を要求することはできない(BGB 346条 2 項 1 文 と関連する BGB 旧357条 1 項参照)。

以上の内容については概ね高い評価を受ける一方で、平準化に伴って生じた弊害、とりわけ消費者にとっては従来の水準より保護の度合いが薄まると捉えられ、批判も多い。もっとも、完全平準化を目的とした指令の国内法化を通じて、域内市場の安定化を図ることを主眼として情報提供義務に関する詳細な規定や撤回権の制限が設定されたとの相対的な評価も可能であり、国内法化の評価には慎重を要するであろう。

⁶¹⁾ Förster, a.a.O. (Fn. 7), S. 1575.

その意味では、EUの「消費者」像が変容をもたらしているとの指摘も注目されよう⁶²⁾。また、指令の適用範囲の例外が、その完全平準化の境界線を示すものである以上、国内の立法者には、特別な販売方式に関する規定の適用範囲をさらに引き出し、これによって、ドイツの立法者が部分的にはこれまでにも用いてきた補充的な国内の消費者保護をもたらす余地は残されている⁶³⁾。また、本稿では詳しく立ち入ることはできなかったが、電子商取引の規定もわが国の法状況に新たな示唆を与えるものであるといえる。いずれにせよ、学界におけるさらなる議論の展開や裁判例の動向を踏まえながら、今後の展開に注目することにしたい。

〔関連条文(試訳)〕

【BGB 13条】 消 費 者

消費者とは、自然人であって、主として、自らの商業又は自由専門職に関する行動 に含めることができない目的で法律行為をする者をいう。

【BGB 126b 条】 テキスト方式

法律にテキスト方式が定められているときは、表意者の氏名が記載された判読可能 な表示が持続的記録媒体で明らかにされていなければならない。持続的記録媒体とは、 次の各号のすべてに該当する手段をいう。

- 1. 受領者が、記録媒体に存在し、個人的にその者に向けられた表示を、その表示の趣旨に従い相当な期間にわたって利用可能な形で保存又は記録することを可能にするもの。
- 2. 前号に定める表示を元のまま再現するのに適しているもの。

【BGB 241a 条】 注文のない給付

(1) 事業者が、消費者に対して、執行方法その他司法機関の方法によって売却される のではない動産(物品)を引き渡し、又はその他給付を提供する場合において、消 費者が物品又はその他給付を注文していなかったときは、消費者に対する請求権は 生じない。

⁶²⁾ 城美智子「EU における『消費者』像——ヨーロッパ比較法研究所会議傍聴録」 NBL 1026号42頁以下 (2014年)。

⁶³⁾ Brönneke/Schmidt, a.a.O. (Fn. 7), S. 7.

関法 第64巻 第5号

- (2) 給付が受領者のためのものではなかったこと又は給付が注文を誤って理解したことで行われたことについて、受領者が認識していたとき、又は取引上必要とされる注意を払っていれば認識したであろうときは、法律上の請求権は認められる。
- (3) 消費者の不利となるように、本条に定める規定と異なる規律を定めてはならない。 本条に定める規定は、これがその他の書面完成によって回避されるときにも適用される。

【BGB 312条】 適用範囲

- (1) 本款第1目及び第2目の規定 [BGB 312条ないし同 312h 条] は,事業者の有償給付を目的とする BGB 310条3項にいう消費者契約にのみ適用されるものとする。
- (2) 本款第1目及び第2目の規定のうち,次の各号に定める契約には,BGB 312a 条 1項,3項,4項及び6項のみが適用されるものとする。

1.

- a) 営業所外で締結される金融サービスについて、公証人を通じて文書に記録された契約。
- b) 公証人を通じて文書に記録された契約であって、金融サービスに関する契約ではないもの。契約又は契約に基づく意思表示について、公証人を通じて文書に記録することを法律が定めていない契約には、公証人が、BGB 312d 条 1 項に基づく情報提供義務及び BGB 312g 条 1 項に基づく撤回権が認められないことを伝えているときにのみ BGB 312a 条 1 項、3 項、4 項及び 6 項のみが適用される。
- 2. 不動産所有権又は不動産に関するその他権利の設定,取得又は譲渡に関する契約。
- 3. 新たな建造物の建築又は現存する建造物の重大な改築に関する契約。
- 4. BGB 651a 条に基づく旅行給付に関する契約で、次に定めるいずれかのもの。
- a) 通信取引で締結されるもの。
- b) 営業所外で締結され、かつ、契約締結の基礎となる口頭による交渉が、消費者の事前の注文で始められていたもの。
- 5. 旅客運送に関する契約。
- 6. BGB 481条ないし同481b 条に基づく一時的居住権,長期用休暇商品,媒介及 び交換制度に関する契約。
- 7. BGB 630a 条に基づく診療契約。

- 8. 食料品,飲料水又はその他日用品の供給であって,消費者の住所,居所又は職場に事業者によって頻繁かつ定期的に巡回して供給されるものに関する契約。
- 9. 自動販売機及び自動店舗を利用して締結される契約。
- 10. 通信手段を利用するために公共のコイン電話機及びカード電話機を用いて通信事業者との間で締結された契約。
- 11. 消費者によって設定される電話、インターネット又はファックスによる個々の接続を利用するために締結される契約。
- 12. 営業所外で締結される契約であって、給付が交渉時に即時に提供され、その代金が支払われ、消費者が支払うべき代金額が40ユーロを超えないもの。
- 13. 執行方法により若しくは司法機関によるその他の方法による動産の売却に関する契約。
- (3) 子供の世話,又は長期介護を含む継続的又は一時的に援助を必要とする家族若しくは個人の支援のようなソーシャル・サービスに関する契約には,本款第1目及び第2目の規定のうち,次の各号に定める規定のみが適用される。
 - 1. BGB 312b 条及び同 312c 条に基づく営業所外契約及び通信取引契約の定義。
 - 2. 電話をかける際の情報開示義務に関する BGB 312a 条 1 項。
 - 3. 主たる給付について約定の代金額を超える支払を目的とする合意の有効性に関する BGB 312a 条 3 項。
 - 4. 支払方法を利用することについて料金の支払義務を負う旨の合意の有効性に関する BGB 312a 条 4 項。
 - 5. BGB 312a 条 6 項。
 - 6. 撤回権についての情報提供義務に関する EGBGB 246a 条 § 1 第 2 項及び第 3 項と関連する BGB 312d 条 1 項。
 - 7. 撤回権に関する BGB 312g 条。
- (4) 住居賃貸借に関する契約には、本款第1目及び第2目の規定のうち、本条3項1号ないし7号に定める規定のみが適用されるものとする。ただし、本条3項1号、6号及び7号に定める規定は、賃借人が住居を事前に見学していたときは、住居の賃貸借関係の発生には適用されないものとする。
- (5) 銀行サービス及び信用供与、保険、個人向け老齢年金、投資又は支払(金融サービス)と関連するサービスであって、これに続いて相次いで生じる事象との一回目の合意又はこれに続いて生じる別個のものではあるが一定の時間内に生じる同種の

関法 第64巻 第5号

事象の合意群をまとめるものに関する契約関係の場合,本款第1目及び第2目の規定は,最初の合意にのみ適用されるものとする。BGB 312a 条1項,3項,4項及び6項はすべての事象に適用されるものとする。第1文に定める事象が,そうした合意なく相次いで生じるときは,事業者の情報提供義務に関する規定は,最初の事象にのみ適用される。ただし,一年以上,同一の事象が生じないときは,直近の事象が第3文にいう新たな合意群の最初の事象とみなされる。

(6) 保険及びそのあっせんに関する契約には、本款第1目及び第2目の規定のうち、 BGB 312a 条 3 項、4 項及び 6 項のみが適用されるものとする。

【BGB 312a 条】 消費者契約における一般的な義務及び原則;料金に関する合意の範囲

- (1) 事業者又はその者の名において若しくはその者の代理として行動する者が、自らと契約を締結するために、消費者に電話をかけるときは、その者は通話の最初に、 自らの識別情報、場合により、他人のために電話をするときはその者の識別情報、 かつ電話が商業目的であることを明らかにするものとする。
- (2) 事業者は、EGBGB 246条に従い、情報を提供する義務を負う。事業者は、消費者に対して、EGBGB 246条1項3号の要件に従い、運賃、配送料又は郵送料その他費用について情報を提供していたときにのみ、これらの料金を消費者に要求することができる。第1文及び第2文は、営業所外契約、通信取引契約及び金融サービスに関する契約に適用されないものとする。
- (3) 事業者は、主たる給付について約定の代金額を超える消費者の支払を目的とする 合意を、消費者との間で明示的にのみ行うことができる。電子商取引において事業 者と消費者が契約を締結するときは、前文に定める合意は、事業者が不履行により これを実現させることができないときにのみ、契約の要素となる。
- (4) 消費者が、自らの契約上の義務を履行するために特定の支払方法を利用すること について料金を支払う義務を負うことになる合意は、次の各号に定めるときは、無効である。
 - 1. 消費者による支払が無償である可能性が通常であれば存在せず、かつ期待することができないとき。
 - 2. 約定の代金額が、支払方法を利用することで事業者に生じる費用を超えるとき。
- (5) 消費者が事業者との間で締結した契約について問い合わせ、又は説明を受けるために、事業者がそのために用意している電話番号を通じて電話するための料金を消費者が支払わなければならないとする合意は、約定の代金額が、通信サービスの純

然たる利用のための料金を超えるときは、無効である。第1文にいう合意が無効であるときは、消費者は、通信サービス提供者に対しても、電話料金を支払う義務を負わない。通信サービス提供者は、消費者と無効な合意を締結した事業者に対して、通信サービスの純然たる利用のための料金を請求することができる。

(6) 第3項ないし第5項にいう合意が契約の要素となっていなかった、又は無効であるときは、その契約は、その他の部分では有効である。

【BGB 312b 条】 営業所外契約

- (1) 営業所外契約は、次の各号に定めるいずれかのものをいう。
 - 1. 消費者と事業者が同時に物理的に対面して、その事業者の営業所でない場所で締結されるもの
 - 2. 第1号に掲げた状況の下で、申込みが消費者によりされるもの
 - 3. 事業者の営業所又は通信手段を用いて締結されるが、その直前に、消費者が、 事業者の営業所の外で消費者と事業者が同時に物理的に対面して、個人的かつ個 別的に呼びかけられたもの
 - 4. 消費者に物品の販売又は役務の提供の宣伝をし、これに関わる契約を消費者と締結することを目的として、事業者又は事業者の支援を受けて組織された旅行中に締結されるもの。

自己の名において若しくはその者の代理として行動する者は、事業者である。

(2) 第1項にいう営業所は、事業者が自らの行為を継続的に行うための固定式の事業の場所、事業者が自らの行為を通例行うための移動式の事業の場所をいう。事業者の名において若しくは事業者の代理として行動する者が、自らの行為を継続的に又は通例行う事業の場所は、事業者の場所である。

【BGB 312c 条】 通信取引契約

- (1) 通信取引契約は、事業者又は事業者の名において若しくは事業者の代理として行動する者が契約交渉及び契約締結のためにもっぱら通信手段を利用する契約をいう。 ただし、契約締結が、通信取引のために組織された販売システム又は役務提供システムの中で行われないときは、この限りでない。
- (2) この法律にいう通信手段は、郵便、カタログ、電話、ファックス、Eメール、モバイル通信サービスを経由して送られる通知 (SMS)、ラジオ放送及びテレメディアのように、契約当事者が同時に物理的に対面することなく、契約交渉時又は契約締結時に用いることのできるあらゆる情報伝達手段をいう。

【BGB 312d 条】 情報提供義務

- (1) 営業所外契約および通信取引契約の場合,事業者は,EGBGB 246a 条に従い情報を提供する義務を負う。この義務の履行に関する事業者の表示は契約内容となる。ただし、契約当事者が明示的にこれと異なる合意をしたときは、この限りではない。
- (2) 金融サービスに関する営業所外契約および通信取引契約の場合には、事業者は、 第1項と異なり、消費者に対して、EGBGB 246b 条に従い、情報を提供する義務 を負う。

【BGB 312e 条】 費用に関する情報提供義務の違反

事業者は、EGBGB 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 4 号と関連する BGB 312d 条 1 項の要件に従って、運賃、配送料又は郵送料その他費用について消費者に情報を提供していたときにのみ、これらの費用を消費者に求めることができる。

【BGB 312f 条】 複写物および確認書

- (1) 営業所外契約の場合、事業者は、消費者に直ちに紙で次の各号に定めるいずれかのものを提供する義務を負う。
 - 1. 契約締結者の識別情報を確認することができる署名のある契約書の複写物。
 - 2. 契約内容が再現されている契約の確認書。

消費者の同意がある場合には、契約の複写物又は確認書に代えて、その他の持続的記録媒体を用いることができる。第1文にいう確認書は、すでに契約締結前に、事業者が消費者に対して、BGB 312d 条1項に基づく情報提供義務を履行する際に EGBGB 246a 条に定める情報を持続的記録媒体で提供していなかったときにのみ、EGBGB 246a 条に定める表示を含むものでなければならない。

- (2) 通信取引契約の場合,事業者は,契約内容が再現されている契約の確認書を,契約締結後相当な期間内に,遅くとも物品の引渡し時に,又は役務の履行が開始される前に,持続的記録媒体で消費者に提供する義務を負う。第1文にいう確認書は,EGBGB 246a 条に定める表示を含むものでなければならない。ただし,すでに契約締結前に事業者が消費者に対して,BGB 312d 条に基づく情報提供義務を履行する際に EGBGB 246a 条に定める情報を持続的記録媒体で提供していたときは,この限りではない。
- (3) デジタル形式で作成され、かつ提供される有体の記録媒体によらないデータ (デジタル・コンテンツ) の供給に関する契約の場合、第1項及び第2項に基づく契約 の複写物又は確認書において、場合により、次の各号に定めることが確認されなけ

ればならない。

- 1. 消費者が、契約の履行前に、事業者が撤回期間の満了前に契約の履行を開始することに明示的に同意していたこと。
- 2. 消費者が、契約の履行前に、契約の履行の開始に関する同意によって自らの撤回権を失うことに関する情報を確認していたこと。
- (4) 本条の規定は、金融サービスに関する契約には適用することができない。

【BGB 312g 条】 撤 回 権

- (1) 営業所外契約及び通信取引契約では、消費者には BGB 355条に基づく撤回権が 認められる。
- (2) 当事者が別段の定めをしていた場合を除いて、撤回権は以下の各号に定める契約には認められない。
 - 1. 既製でなく、かつ消費者の個人的な選択若しくは判断に基づいて製作され、又は明らかに個人用のものとして作られた物品の供給に関する契約。
 - 2. 急速に劣化し、又は期限切れとなりやすい物品の供給に関する契約。
 - 3. 密封された物品であって、引渡し後に開封されたときは、健康保護又は衛生上の理由から返還に適さない物品の供給に関する契約。
 - 4. その性質によれば、引渡し後にその他の物品と分離できずに混合された物品の供給に関する契約。
 - 5. 酒類であって, 価格が契約締結時に合意されていて, 早くても契約締結から30 日を経過した後に引き渡すことができ, かつ, 時価が, 事業者が支配できない市 場の変動に左右されるものの供給に関する契約。
 - 6. 引渡し後に開封されたときは、未開封の音声若しくは動画の記録物又はコン ピュータのソフトウェアの供給に関する契約。
 - 7. 定期購読契約を除く,新聞,定期刊行物又は雑誌の供給に関する契約。
 - 8. 物品の供給又は金融サービスを含む役務の提供であって、その価格が、事業者が支配できない金融市場の変動に左右され、かつ、この変動が撤回期間内に起こりうるものに関する契約。たとえば、株式、投資法(Kapitalanlagegesetzbuch) 1条4項にいうオープン・エンド型投資財産の持分その他取扱可能な有価証券、外国通貨、デリバティブ又は金融商品と関連する役務。
 - 9. 第2文を留保して、居住以外の目的での宿泊設備、物品の運送、レンタカー・サービス、配膳、又は、当該契約が、履行のために特定の期日若しくは期間を定

関法 第64巻 第5号

めているものであるときは、余暇活動と関連する役務の履行に関する契約。

- 10. 事業者が、本人が参加し、又は参加する可能性が認められた消費者に対して、 物品又は役務を提供し、競売人によって実施される競争的な申込みに基づく透明 性のある手続において、落札者がその物品又は役務を購入する義務を負う売却形 態で締結される契約(公開の競り売り)。
- 11. 緊急の修理又は保守を行うために、消費者が事業者に対して、事業者の訪問を明示的に要求した場合の契約。当該訪問の際に、消費者が明示的に要求していなかった役務の提供又は保守若しくは修理を行う際に必ずしも交換部品として必要とされていない物品の提供には適用されない。
- 12. 賭け取引及び富くじの提供に関する契約。ただし、消費者が電話を通じて契約 に基づく意思表示をしたとき又は営業所外契約が締結されたときは、この限りでない。
- 13. 公証人を通じて文書に記録された契約。金融サービスに関する通信取引契約には、公証人が、BGB 312d 条 2 項に基づいて消費者の権利が守られていることを確認するときにのみ適用される。

第1文第9号に定める例外は、BGB 651a 条に定める旅行給付に関する契約には、 これが営業所外で締結されたときは、適用されない。ただし、契約締結の基礎とな る口頭の交渉が、消費者の事前の注文になっていたときは、この限りでない。

(3) BGB 495条, BGB 506条ないし BGB 512条に基づいて BGB 355条に定める撤回 権が消費者に認められる契約,及び,投資法305条1項ないし6項に基づいて撤回 権が消費者に認められる契約において,これに追加して撤回権が認められることは ない。

【BGB 312h 条】 解約告知及び解約告知に関する代理

本款に定める規定に基づいて,事業者と消費者との間で,その消費者とその他の事業者との間ですでに成立している継続的債権関係を置き換える継続的債権関係が発生し,かつ,継続的債権関係の成立に際して,消費者によって,

- 1. すでに成立している継続的債権関係の解約告知がなされ、かつ、事業者又は事業者に委託された第三者が、消費者のこれまでの契約の相手方に解約告知を伝えることを委託されたとき、又は
- 2. 事業者又は事業者に委託された第三者が、消費者のこれまでの契約の相手方に対して解約告知をする代理権を付与されたときは、

消費者の解約告知又は解約告知の代理はテキスト方式を必要とする。

【BGB 312i 条】 電子商取引における一般的な義務

- (1) 事業者が、物品の引渡し又は役務の提供に関する契約の締結を目的としてテレメディア(電子商取引における契約)を用いるときは、顧客に対して、次の各号に定めることをするものとする。
 - 1. 適切で有効かつ入手可能な技術的な手段を提供して、これらを用いて顧客が注文を行う前に入力ミスに気づき、かつこれを訂正することができるようにすること。
 - 2. 顧客が注文を行う前に、明確に、かつ判読可能なように、EGBGB 246c 条に 定める情報を適時に伝えるようにすること。
 - 3. 顧客による注文が到達したことを遅滞なく電子的な方法で確認するようにすること。
 - 4. 契約締結時に約款を含む契約条項を呼び出し、再現可能な方式で保存する権限を与えるようにすること。

第1文第3号にいう注文及び受領確認は、これらを行うことが予定された当事者が、通常の事情の下でこれらを呼び出すことができるときは、到達したものとみなされる。

- (2) 第1項第1文第1号ないし第3号は、契約が、もっぱら個別交渉によって締結されるときは、適用されない。第1項第1文第1号ないし第3号及び第2文は、消費者ではない契約当事者間で、別段の定めがあるときは、適用されない。
- (3) 本条は、本条と異なる規定に基づく情報提供義務を妨げるものではない。

【BGB 312j 条】 電子商取引における消費者に対する特別な義務

- (1) 事業者は、消費者との電子商取引のウェブサイトにおいて、遅くとも注文する過程の開始時に、BGB 312i 条 1 項に基づく表示について追加的に、配送制限の有無及びいかなる支払方法が認められているのかを、明確に、かつ判読可能なように示されていなければならない。
- (2) 事業者の有償の給付を目的とする電子商取引における消費者契約の場合,事業者は、消費者に対して、EGBGB 246a 条§1第1項第1文第1号,第4号,第5号,第11号及び第12号による情報を、消費者が注文を行う直前に、明確に、かつ判読可能なように、強調された形で提供しなければならない。
- (3) 事業者は、第2項に定める契約における注文状況を、消費者が注文を通じて、代

関法 第64巻 第5号

金の支払義務を負うことを明示的に確認するようにするものとする。注文がボタン を起動させることで行われるときは、当該ボタンが容易に判読可能なように「支払 義務を伴う注文」という文言又はこれに類する明確な文言のみが付されているとき のみ、第1文に基づく事業者の義務が履行される。

- (4) 事業者が第3項に基づく義務を履行するときにのみ、第2項に定める契約が成立する。
- (5) 契約がもっぱら個別交渉によって締結されるときは、第2項ないし第4項の規定 は適用されない。第1項及び第2項に基づく義務は、金融サービスに関するウェブ サイトにも金融サービスに関する契約にも適用されない。

【BGB 312k 条】 特約及び証明責任

- (1) 別段の定めをする場合を除いて、消費者又は顧客の不利となるように、本款に定める規定と異なる合意をしてはならない。本款に定める規定は、別段の定めをする場合を除いて、これがその他の書面完成によって回避されるときにも適用される。
- (2) 事業者は、消費者に対して、本款に定める情報提供義務の履行について証明責任を負う。

【BGB 323条】 不履行又は契約に適合した履行がされなかったことに基づく解除

- (1) 双務契約において、債務者が履行期にある履行をせず、又は契約に適合した履行をしなかった場合において、債権者は、債務者に対して、履行又は追完のために相当の期間を定めたにもかかわらずこれを徒過したときは、契約を解除することができる。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、期間の設定は不要である。
 - 1. 債務者が履行を真摯かつ確定的に拒絶するとき。
 - 2. 債務者が、契約で定められた期日まで又は期間内に、債権者が契約締結前に債務者に伝えていた内容又は契約締結に付随するその他事情によれば、期日又は期間にあわせた履行が債権者にとって重要であるにもかかわらず、その履行をしないとき。
 - 3. 契約に適合した履行がされなかった場合において,双方の当事者の利益を考慮して即時の解除を正当化する特段の事情が認められるとき。
- (3) 義務違反の態様によって期間の設定が問題にならないときは、これに代えて、警告がなされる。
- (4) 債権者は、解除の要件が充たされることが明らかなときは、履行期の到来前に解

除をすることができる。

- (5) 債務者が一部の履行をした場合において、債権者は、一部の履行に債権者が利益 を有していないときは、契約の全部を解除することができる。債務者が契約に適合 した履行をしなかったときは、債権者は、その義務違反が軽微な場合には、契約を 解除することができない。
- (6) 債権者が、自己に解除権を生じさせるであろう事情について、単独で若しくはかなりの部分において責任を負う場合、又は債権者が受領を遅滞している時に債務者の責めに帰すことができない事情が生じた場合には、解除は認められない。

【BGB 346条】 解除の効果

- (1) 一方の契約当事者が契約によって解除を留保していた場合又はその者に法定の解除権が認められる場合において解除がされるときは、受領した給付を返還し、取得した収益を返還しなければならない。
- (2) 債務者は、次の各号に定めるいずれかに該当するときは、給付の返還又は収益の返還に代えて価値の賠償をしなければならない。
 - 1. 得られたものの性質上、給付の返還又は収益の返還ができないとき。
 - 2. 債務者が受領した目的物を消費し、譲渡し、担保に供し、加工し、又は改造したとき。
 - 3. 受領した目的物が劣化し、又は滅失した場合。ただし、その劣化が目的物の適切な使用によって生じた場合を除く。

契約において反対給付が定められているときは、価値の賠償を算定する際には、 その反対給付を基礎としなければならない。消費貸借の使用利益について価値の賠償がされるときは、使用利益の価値がより小さかったことを証明することができる。

- (3) 次の各号に定めるいずれかに該当するときは、価値賠償義務は認められない。
 - 1. 解除権を基礎づける瑕疵が目的物の加工又は改造の間にはじめて生じたとき。
 - 2. 劣化又は滅失について債権者に帰責事由があるとき又はその損害が債権者の下でも同じく発生したであろうとき。
 - 3. 法定の解除権が認められる場合において、解除権者が自己の事務に関して通常用いるべき注意をしていたにもかかわらず、劣化又は減失がその者の下で生じたとき。

残存する利益は返還しなければならない。

(4) 債権者は、第1項に定める義務の違反に基づいて、BGB 280条ないし同283条に

従って損害賠償を求めることができる。

【BGB 355条】 消費者契約における撤回権

- (1) 法律により、この規定に定める撤回権が消費者に認められるときは、消費者が自らの意思表示を撤回期間の期限内に撤回したときは、消費者及び事業者は、契約の締結を目的とした意思表示にもはや拘束されることはない。撤回は、事業者に対する意思表示によって行われる。契約を撤回する消費者の決定は、意思表示から明確に読み取れるものでなければならない。撤回について理由を示す必要はない。撤回期間を遵守するには撤回の適時の発信で足りる。
- (2) 撤回期間は14日である。撤回期間は、別段の定めをする場合を除いて、契約締結時から開始する。
- (3) 撤回の場合には、受領した給付は遅滞なく返還しなければならない。法律が返還 に必要な最長期間を定めるときは、この期間は、事業者にとっては、撤回の意思表 示の到達で、消費者にとっては撤回の意思表示の発信で開始する。消費者は、適時 の物品の発送をもってこの期間を遵守することになる。事業者は、撤回の場合に、 物品の返送の危険を負担する。

【BGB 356条】 営業所外契約及び通信取引契約における撤回権

- (1) 事業者は、消費者に対して、EGBGB 246a 条§ 1 第 2 項第 1 文第 1 号に関する付表 2 に定める標準撤回書式に記入し、又はその他明確な撤回の意思表示を事業者のウェブサイトで伝える機会を認めることができる。消費者がこの機会を用いるときは、事業者は、撤回の〔意思表示の〕到達を遅滞なく持続的記録媒体で確認しなければならない。
- (2) 撤回期間は、次のいずれかの日から開始する。

1.

- a) 次に定める b) から d) に該当しない消費用動産売買の場合には、消費者又は消費者によって指定された運送人以外の第三者が物品を取得した日。
- b) 消費者が一回の注文によって複数の物品を注文し、かつこれらの物品が別個に引き渡される消費用動産売買の場合には、消費者又は消費者によって指定された運送人以外の第三者が最後の物品を取得した日。
- c) 物品が複数の区分又は部分に分けて引き渡される消費用動産売買の場合には、 消費者又は消費者によって指定された運送人以外の第三者が最後の区分又は部 分を取得した日。

- d) 定められた期間中に定期的に物品の引渡しが行われる消費用動産売買の場合には、消費者又は消費者によって指定された運送人以外の第三者が最初の物品を取得した日。
- 2. 体積を限って又は量を定めて販売されたのではない場合における水,ガス又は電気の供給,遠隔暖房の供給,又は有体の記録媒体によらずに供給されるデジタル・コンテンツの供給を目的とする消費用動産売買の場合には,契約締結日。
- (3) 撤回期間は、事業者が消費者に対して EGBGB 246a 条§ 1 第 2 項第 1 文第 1 号 又は同246b 条§ 2 第 1 項の要件に該当する情報を提供する前に開始することはない。撤回権は、前項又は BGB 355条 2 項 2 文に定める時点から遅くとも12か月と 14日で消滅する。前文は、金融サービスに関する契約に適用することはできない。
- (4) 撤回権は、役務提供契約の場合には、事業者が役務を完全に提供し、かつ、役務の履行をもってはじめて開始することを、消費者がそのことについて明示的な同意を与えると同時に、消費者が事業者による完全な契約の履行をもって自らの撤回権を失うことに関する情報を確認していたのであれば、その時に消滅する。金融サービスに関する契約の場合には、撤回権は、前文と異なり、消費者が自らの撤回権を行使する前に、契約が双方の当事者によって消費者の明示的な要望に応じて完全に履行された時に消滅する。
- (5) 撤回権は、有体の記録媒体によらずに供給されるデジタル・コンテンツに関する 契約の場合には、事業者が、消費者が次の各号に定めることをすべてした後に、契 約の履行をもって開始したのであれば、その時に消滅する。
 - 1. 事業者が、撤回期間が満了する前に契約の履行を始めることに明示的に同意していた。
 - 2. 消費者が、自らの同意をもって、契約の履行の開始で自らの撤回権を失うことに関する情報を確認していた。

【BGB 357条】 金融サービスに関する契約を除く営業所外契約及び通信取引契約における撤回の効果

- (1) 受領した給付は、遅くとも14日後に返還するものとする。
- (2) 事業者は、その供給のために消費者に支払が生じたときにも、そこで支払われた金額を返還しなければならない。前文は、事業者によって提供された有利かつ標準的な供給とは異なる別の供給に決めていたために消費者に追加的な費用が生じたときには、適用されない。

- (3) 事業者は、返金については、消費者が支払の際に使用していたのと同一の支払方法を使用しなければならない。前文は、明示的に別段の定めをしており、かつそれにより消費者に費用が生じないときには、適用されない。
- (4) 消費用動産売買の場合,事業者は、その者が物品を取り戻すまで、又は消費者が、 その者が物品を発送していたことを証明する時まで、返金を拒絶することができ る。前文は、事業者が、物品を引き取ることを申し出ていたときには、適用されない。
- (5) 消費者は、事業者が、物品を引き取ることを申し出ていたときは、受領した物品を発送する必要はない。
- (6) 消費者は、物品の返送にかかる直接的な費用を、事業者が、EGBGB 246a 条 § 1 第 2 項第 1 文第 2 号に基づいて、消費者に対してその費用の支払義務について情報を提供していたときは、負担する。前文は、事業者が、当該費用を負担することをすでに表明していたときは、適用されない。物品が契約締結時において消費者の住居で引き渡された営業所外契約の場合には、事業者は、物品が、郵便で返送することができない性質を有するものであるときは、自己の費用で物品を引き取るものとする。
- (7) 消費者は、次の各号のすべてに該当するときは、物品の価値の減少について賠償をするものとする。
 - 1. 物品の性質,特徴及び機能性を検査する必要がない物品を扱うことで価値の減少が生じたとき。
 - 2. 事業者が, EGBGB 246a 条 § 1 第 2 項第 1 文第 1 号に基づいて, 消費者に対して撤回権について情報を提供していたとき。
- (8) 消費者が、役務提供契約を撤回するとき、又は、体積を限って又は量を定めて販売されたのではない場合における水、ガス又は電気の供給、遠隔暖房の供給に関する契約を撤回するときは、消費者は、事業者に対して、消費者が事業者に対して撤回期間の満了前に給付の開始を明示的に要求していたときは、撤回までに提供された給付に対する価値の賠償責任を負う。事業者は、消費者に対して、EGBGB 246a条§1第2項第1文第1号及び第3号に基づいて、適切に情報を提供していたときにのみ、前文に基づく請求権が認められる。営業所外契約の場合には、消費者が、第1文に基づく要求を持続的記録媒体を用いて伝えていたときにのみ、第1文に基づく請求権が認められる。価値の賠償の算定にあたって、約定の代金総額が考慮さ

れるものとする。約定の代金総額が不相当に高いものであるときは、価値の賠償は 提供された給付の市場価値に基づいて算定されるものとする。

(9) 消費者が、有体の記録媒体によらずに供給されるデジタル・コンテンツに関する契約を撤回するときは、消費者は価値の賠償をする必要はない。

【BGB 443条】 保 証

- (1) 売主,生産者その他第三者が,売買契約の締結前若しくは締結時に定めることができた表示又はこれに関連する広告において,法定の適合性保証に加えて,売買代金を弁済し,物を交換し,物を補修し,又はその物との関係で役務を提供する義務を引き受け(保証),かつ,その物が表示若しくはこれに関連する広告に示された性質を示さないとき又は適合性とは異なる要件を満たさないときは,保証の場合には,法定の請求権を妨げることなく,保証をしていた者(保証人)に対する保証に基づく権利が買主に認められる。
- (2) 保証人が、物が一定の期間について一定の性質を保つための保証(品質保証)をしていたときは、その有効期間内に生じた物の瑕疵は、その保証に基づく権利の発生原因となるものと推定される。

【BGB 474条】 消費用動産売買の概念;適用可能な規定

- (1) 消費用動産売買とは、消費者が事業者から動産を購入する契約をいう。動産の売却と並んで事業者の役務の提供を目的とする契約も消費用動産売買である。
- (2) 消費用動産売買には前項に加えて本款に定める以下の規定が適用される。消費者が個人として参加することができる公開の競り売りで売却される中古品には適用されない。
- (3) BGB 433条に基づいて提供される給付の時期を確定的にも一定の事情の下でも読み取ることができないときは、債権者は、その給付を、BGB 271条 1 項と異なり、遅滞なく請求することしかできない。事業者は、前文の場合において、遅くとも契約締結から30日を経過した日に物を引き渡さなければならない。契約当事者は給付を即時に行うことができる。
- (4) 買主が,運送人,貨物運送人又はその他発送業務を行う者又は施設に対して,発送業務を委託し,かつ,事業者が買主に対してこの者又は施設を前もって指名していなかったときにのみ,偶然の滅失又は劣化の危険が買主に移転するという条件で,BGB 447条1項は適用される。
- (5) 本款に定める売買契約には、使用利益を返還しない又は使用利益の価値で賠償し

ないという条件で、BGB 439条 4 項は適用される。BGB 445条ないし同447条 2 項 は適用されない。

【EGBGB 246条】 消費者契約における情報提供義務

- (1) 事業者は、一定の事情の下でいまだ明らかではないときは、BGB 312a 条第 2 項 に基づいて、消費者が契約に基づく意思表示をする前に以下の各号に定める情報を 明確かつ分かり易く消費者に提供するものとする。
 - 1. 記録媒体及び物品又は役務に適する範囲において、物品又は役務の主たる特徴。
 - 2. 事業者の識別情報,たとえば事業者の商号,事業者が開業している地理的宛先,及び事業者の電話番号。
 - 3. 物品若しくは役務の税込みの代金総額,又は,物品若しくは役務の性質上,事前に代金を合理的に計算できないときは,代金が計算される方法,及び,場合により,追加の運賃,配送料若しくは郵送料その他費用又は,事前にこれらの料金を合理的に計算できないときは、追加料金を支払う可能性があること。
 - 4. 場合により、支払、引渡し、履行、事業者が物品の引渡し又は役務の履行を約 する期限、及び事業者の苦情処理対応に関する取り決め。
 - 5. 物品について法定の適合性保証が存在することの注記に加えて、場合により、 アフターサービス及び保証の存在及び条件。
 - 6. 場合により,契約の存続期間,又は,契約に期間の定めがないとき若しくは契 約が自動的に延長されるときは,契約解消の条件。
 - 7. 場合により、デジタル・コンテンツの機能性で、デジタル・コンテンツに適用可能な技術的保護措置を含む。
 - 8. 場合により、重要である場合には、事業者が知り、又は知ることが期待される、 デジタル・コンテンツの、ハードウェア及びソフトウェアとの相互運用性及び互 換性の制限。
- (2) 第1項は、日用品にかかる取引を含む契約及び契約締結時に即時に履行される契約には適用されない。
- (3) 消費者に撤回権が認められるときは、事業者は、消費者に対してテキスト方式で 撤回権に関する情報を提供するものとする。撤回権に関する説明は、明確なものと されていなければならず、消費者に対して、消費者の重要な権利を、利用される通 信手段に適した方法で明確にしなければならない。撤回権に関する説明には、次の 各号に定める内容を含んでいなければならない。

- 1. 撤回権の説明。
- 2. 撤回が事業者に対する意思表示によって行われ、その理由を必要としないことの説明。
- 3. 撤回の意思表示の相手方となる者の氏名及び呼出可能な宛先。
- 4. 撤回期間の長さ及び開始の説明,並びに,撤回の意思表示を適時に発信することで撤回期間が遵守されたことになることの説明。

【EGBGB 246a 条】 金融サービスに関する契約を除く営業所外契約及び通信取引契約に おける情報提供義務

- §1 情報提供義務
- (1) 事業者は、BGB 312d 条 1 項に基づいて、以下の各号に定める情報を消費者に提供するものとする。
 - 1. 通信手段並びに物品及び役務に適した範囲における物品又は役務の主たる特徴。
 - 2. 事業者の識別情報, たとえば事業者の商号, 事業者が開業している地理的宛先, 事業者の電話番号, 場合により, ファックス番号及びメールアドレス, 並びに, 場合により, その者の代理として行動する事業者の宛先及び識別情報。
 - 3. 前号に定める表示に加えて、消費者がいかなる苦情も申し立てることが可能な 事業者の宛先、場合により、その代理として行動する事業者の宛先。ただし、当 該宛先が前号に定めるものと異なる場合に限る。
 - 4. 物品若しくは役務の税込みの代金総額,又は,物品若しくは役務の性質上,事前に代金を合理的に計算できないときは,代金が計算される方法,及び,場合により,追加の運賃,配送料若しくは郵送料その他費用又は,事前にこれらの料金を合理的に計算できないときは,追加料金を支払う可能性があること。
 - 5. 期間の定めのない契約又は定期購読を含む契約であるときは、代金総額は、請求期間ごとにかかる費用の総額を含むものとする。契約の〔代金〕が固定料金で請求されるときは、代金総額とは、月々の代金の総額をいうものとする。代金の総額を事前に合理的に計算できないときは、代金の計算方法を提供するものとする。
 - 6. 契約を締結するために通信手段を用いる際にかかる費用が,通信手段の単なる 利用にかかる費用を超える費用が消費者にかかって計算されるときは,その費用。
 - 7. 支払、引渡し、履行、事業者が物品の引渡し又は役務の履行を約する期限、及び、場合により、事業者の苦情処理対応に関する取り決め。

- 8. 物品について法定の適合性保証が存在すること。
- 9. 場合により、顧客サービス、アフターサービス及び保証の存在及び条件。
- 10. 場合により,指令 2005/29/EG (ABI. L 149 vom 11. 6. 2005, S. 22) 2条(f)の 規定する自主行動基準の存在,及び、当該基準の複写物の入手方法。
- 11. 場合により、契約の存続期間、又は、契約に期間の定めがないとき若しくは契約が自動的に延長されるときは、契約解消の条件。
- 12. 場合により、消費者が契約に基づいて負う債務の最短期間。
- 13. 場合により、事業者が消費者に対して保証金の支払又はその他の金銭上の担保の提供を求めることができること、及びその条件。
- 14. 場合により、デジタル・コンテンツの機能性で、デジタル・コンテンツに適用可能な技術的保護措置を含む。
- 15. 場合により、重要である場合には、事業者が知り、又は知ることが期待される、 デジタル・コンテンツの、ハードウェア及びソフトウェアとの相互運用性及び互 換性の制限。
- 16. 場合により、消費者が事業者に適用される裁判外の苦情処理制度及び救済制度を用いる可能性及びそのアクセス方法。

公開の競り売りにおいて契約が締結されるときは、第1文第2号及び第3号に定める表示に代えて、競売人によるこれに相当する内容を提供することができる。

- (2) 消費者にBGB312g 条 1 項に基づく撤回権が認められるときは、事業者は、以下 の各号に定める情報を提供する義務を負う。
 - 1. BGB 355条に基づく撤回権の行使のための条件,期間及び手続並びに付表2の標準撤回書式。
 - 2. 場合により、消費者が撤回が行われる場合に物品の返送費用を負担しなければならないこと、及び、通信取引契約の場合には、これに加えて、物品がその性質上、通常の郵送手段では返送できないときには、物品の返送費用を負担しなければならないこと。
 - 3. 役務提供契約,体積を限って若しくは量を定めて販売されたのではない場合における水,ガス若しくは電気の供給に関する契約又は遠隔暖房の供給に関する契約である場合において,消費者が,事業者の催告を受けて,撤回期間の満了前に事業者に対して給付の開始を明示的に要求した後に,撤回権を行使するときは,消費者が,事業者に対して,BGB357条8項に基づいて適切な金額を支払うこと。

事業者は、付表1に定める撤回権の説明に関するひな形をテキスト方式で適切に 記入し、伝えることで前文の情報提供義務を果たすことができる。

- (3) 事業者は、以下の各号に定めるときには、消費者が今のところは認められている撤回権を失うという事情について情報を提供するものとする。
 - 1. BGB 312g 条 2 項 1 文 1 号, 2 号, 5 号及び 7 号ないし13号に基づいて, 消費者が, 意思表示を撤回できないことが消費者に認められていないとき。
 - 2. 消費者の撤回権が、BGB 312g 条 2 項 1 文 3 号、4 号及び 6 号並びに BGB 356条 4 項及び 5 項に基づいて、事前に失効する可能性があるとき。
- §2 修理又は保守が行われる場合の情報提供義務の軽減
- (1) 事業者及び消費者の給付が即時に行われ、かつ消費者によって支払われるべき代金額が200ユーロを超えない営業所外で締結される修理又は保守を行う契約において、消費者が事業者の役務を明示的に要求したときは、事業者は、消費者に対して、各号に定める情報のみを提供しなければならない。
 - 1. § 1 第 1 項第 1 文第 2 号に定める表示。
 - 2. 代金又は代金の総額に関する見積もりを含む代金算定方法。
- (2) 前項に加えて、事業者は、消費者に次の各号に定める情報を提供するものとする。
 - 1. 通信手段及び物品又は役務に適した範囲における物品又は役務の主たる特徴。
 - 2. 場合により、撤回権を行使するための条件、期間及び手続並びに付表 2 の標準 撤回書式。
 - 3. 消費者が自らの意思表示を撤回することができないという情報,又は,消費者が今のところは認められている撤回権を事前に失うという事情。
- (3) BGB 312f 条 1 項に基づいて事業者によって提供されるべき契約の複写物又は確認書は、§ 1 に基づいて提供されるべき情報のすべてを含むものでなければならない。
- §3 表現方法が限定されている場合の情報提供義務の軽減

通信取引契約が、消費者に提供されるべき情報について限られた場所又は時間しか与えられていない通信手段を用いて締結されるときは、事業者は、この通信手段を用いて、少なくとも次の各号に定める情報を消費者に義務を負う。

- 1. 物品又は役務の主たる特徴。
- 2. 事業者の識別情報。
- 3. 代金総額,又は,物品若しくは役務の性質上,事前に代金を合理的に計算でき

ないときは、代金が計算される方法。

- 4. 場合により、撤回権の存在。
- 5. 場合により、契約の存続期間、又は、継続的債務関係の解消の条件。 事業者は、§1に基づくその他の表示を、§4第3項に留意しながら適切な方法 で消費者にアクセスできるようにするものとする。

§ 4 情報提供義務の履行に対する方式上の要件

- (1) 事業者は、消費者に対して、§1ないし§3に定める情報を、消費者が契約に基づく意思表示をする前に明確かつ分かり易く提供するものとする。
- (2) 営業所外契約であるときは、事業者は、紙で、又は、消費者の同意がある場合には、その他の持続的記録媒体で情報を消費者に提供しなければならない。情報は判読可能なものでなければならない。意思表示をする事業者の氏名が記載されていなければならない。事業者は、その他の形式で、消費者が明示的にこれに同意する旨の意思表示をしていたときは、§2第2項に定める情報を提供することができる。
- (3) 通信取引契約であるときは、事業者は、利用される通信手段に適した方法で情報を消費者に提供しなければならない。情報が持続的記録媒体で提供されるときは、 当該持続的記録媒体は判読可能なものでなければならず、かつ、意思表示をする事業者の氏名が記載されていなければならない。事業者は、前文と異なり、§3第2 文に定める情報を適切な方法で消費者にアクセスできるようにすることができる。

【EGBGB 246b条】 金融サービスに関する営業所外契約及び通信取引契約における情報提供義務

§1 情報提供義務

- (1) 事業者は、BGB 312d 条に基づいて、消費者が契約に基づく意思表示をする前に、適時に明確かつ分かり易く、かつ、商業目的であることを示して、通信取引契約の場合には用いられる通信手段に適した方法で、以下の各号に定める情報を提供するものとする。
 - 1. 事業者の識別情報,法主体が登録されている公的な事業者登録簿が提示されていること,かつ,その登録簿に登録されていることを示す登録番号又はこれと同等の識別情報。
 - 2. 事業者の所要業務及び事業者認可を担当する監督官庁。
 - 3. 事業者の代理人が存在するときは、消費者が住居を有する加盟国における事業者の代理人の識別情報、又は、消費者が、提供者としてその他の商業活動を行う

人物と取引を行わなければならないときは、その者の識別情報、かつ、その者が 消費者に対して活動する際の資格。

- 4. 事業者の呼出可能な宛先及び、前号に定める事業者、その代理人又はその他の商業活動を行う人物と消費者との間の取引関係にとって重要となるその他の宛先、法人、人的結社、人的集団の場合には、代表権を有する者の氏名。
- 5. 金融サービスの主たる特徴及び契約の成立に関する情報。
- 6. 金融サービスに関連するものすべての価格並びに事業者を通じて支払われるすべての税金を含む金融サービスの代金総額、又は、正確な代金を提示することができないときは、消費者に代金の調査を可能にする算定根拠。
- 7. 場合により、追加として生じる費用及び税金がさらに生じうることの指摘、又は、事業者を通じて支払われることがない、若しくは事業者の勘定につけることができない費用。
- 8. 場合により、金融サービスが、それ特有の特徴若しくは実行過程によって特別な危険を伴うものであり、又は、その価格が、事業者が操作することができない金融市場の変動に左右されるものである金融商品に関連する、かつ、過去に得られた収益が将来の収益の指標となるものではないことの指摘。
- 9. たとえば、とくに代金に関する期限付きの申込みの有効期間のように、提供される情報の有効期間の期限。
- 10. 支払及び履行に関する詳細。
- 11. 追加費用が事業者によって計算されるときは、消費者が通信手段の利用について負担しなければならない通信手段固有のすべての追加費用。
- 12. 撤回権の存在又は不存在,及び,とくに撤回の意思表示の相手方となる者の氏名及び宛先を含む撤回権の行使の詳細,並びに,BGB 357a 条に基づく撤回がなされるときは,消費者が提供された給付について支払わなければならない金額に関する情報を含む撤回の効果
- 13. 契約が継続的な、又は通常繰り返される給付を内容とするときは、その契約の最短期間。
- 14. 違約罰を含む契約上の解消条件。
- 15. 事業者が,契約締結前に消費者との関係の開始についてその根拠とする法を有する EU 加盟国。
- 16. 準拠法又は管轄裁判所に関する契約条項。

- 17. 契約条件及び本条に定める事前情報を伝えるための言語,並びに,事業者が,契約期間中に消費者の同意を得て通信をする義務を負う際の言語。
- 18. 場合により、消費者は、事業者が従う裁判外の苦情処理制度及び救済制度を利用することができること並びにそのアクセスのための条件。
- 19. 保証基金又は預金保証制度に関する指令 94/19/EG (ABI. L 135 vom 31. 5. 1994, S. 5) にも投資家補償制度に関する指令 97/9/EG (ABI. L 84 vom 26. 3. 1997, S. 22) にも該当しないその他の賠償規定の存在。
- (2) 電話による通話がなされるときは、事業者は、次の各号に定める情報のみを提供するものとする。
 - 1. 消費者の通話担当者の識別情報及び事業者との関係。
 - 2. 金融サービスの主たる特徴の詳細な説明。
 - 3. 金融サービスに関連するものすべての価格並びに事業者を通じて支払われるすべての税金を含む消費者が事業者に対して金融サービスについて支払義務を負う代金総額、又は、正確な代金を提示することができないときは、消費者に代金の調査を可能にする算定根拠。
 - 4. 事業者を通じて支払われることがなく、事業者から請求されることがないさらに生じうる税金及び費用。
 - 5. 撤回権の存在又は不存在、撤回権が存在するときは、撤回期間及び条件、 BGB 357a 条に基づく撤回がなされるときは、消費者が提供された給付について 支払わなければならない金額に関する情報を含む撤回の行使の詳細及びその効果 前文は、事業者が、消費者に対して、消費者の希望に応じてさらなる情報を伝え ることができること、これらの情報がどのような内容のものであるのか、及び、消 費者が明示的にさらなる情報の伝達を、契約に基づく意思表示がなされる前に放棄 したことについて情報を提供していたときにのみ適用される。

§2 その他の情報提供義務

- (1) 事業者は、消費者に対して、消費者が契約に基づく意思表示をする前に、適時に持続的記録媒体で以下の各号に定める情報を提供するものとする。
 - 1. 約款を含む契約条件。
 - 2. § 1 第 1 項に定める情報。

契約が消費者の求めに応じて電話で、又は契約締結前に持続的記録媒体で通知がなされていないその他の通信手段を用いて締結されるときは、事業者は、消費

者に対して,前文と異なり,通信取引契約の締結後遅滞なく,情報を伝えるものとする。

- (2) 消費者は、事業者に対して、契約期間中、事業者が約款を含む契約条件を紙で消費者に提供することを求めることができる。
- (3) 撤回権の存在に関する§1第1項第12号と関連する第1項第1文第2号に基づいて情報提供義務を履行するために、事業者は、消費者に対して、付表3に定める金融サービス契約における撤回権の説明に関するひな形をテキスト方式で適切に記入し、伝えることことができる。

【EGBGB 246c 条】 電子商取引における契約の情報提供義務

電子商取引における契約の場合には、事業者は、顧客に対して次の各号に定める内容を伝えなければならない。

- 1. 契約締結に至るための個々の技術的な行為。
- 2. 事業者が契約締結後に契約内容を保存するかどうか、及び顧客がそうした内容にアクセスできるかどうか。
- 3. どのようにして、顧客が、BGB 312i 条第1項第1文第1号に基づいて提供される技術的な手段を用いて、契約に基づく意思表示をする前に入力ミスに気づき、かつこれを訂正することができるのか。
- 4. 契約締結のために使用可能な言語。
- 5. 事業者が遵守するすべての関連する行動準則及びこれらの準則に電子的にアクセスする可能性。
- 【(EGBGB 246a 条§ 1 第 2 項第 2 文に関する) 付表 1】 金融サービスに関する契約を除く営業所外契約及び通信取引契約における撤回権の説明に関するひな形

撤回権の説明

撤回権

あなたは14日以内に何らの理由を示すことなくこの契約を撤回することができます。 撤回期間は, $\boxed{1}$ 日から14日後に満了します。

撤回期間を行使するために、あなたは、契約を撤回する決定を、明確な表示(たとえば郵便による手紙の送付、ファックス又は電子メール)を用いて、当社(2)に対して知らせなければいけません。あなたは添付の標準撤回書式を使うこともできますが、これは義務ではありません。3

撤回期限を守るためには、撤回期間が満了する前に、撤回権の行使に関する連絡を

発信していただければ十分です。

撤回権の効果

もしあなたが契約を撤回した場合には、当社は、遅滞なく、かつ、契約を撤回する旨のあなたの決定について当社が知らされた日から遅くとも14日を経過する日までに、配送費用を含む(ただし当社によって提供された標準的な配送方法のうち、もっとも安価な方法以外の配送方法をあなたが選択したことから生じる追加的な費用は除きます)、あなたから受領したすべての金銭を返還いたします。あなたが明示的に別段の合意をした場合を除き、当社は、あなたが最初の取引について用いたのと同じ支払手段を用いて、返金を行います。いかなる場合にも、あなたは、この返金の結果として、料金を負担することはありません。[4]

5

6

書面完成のための説明:

- 1 1. 以下の引用符で括られた文言の一つを入れてください。
 - a) 役務提供契約の場合,又は,体積を限って若しくは量を定めて販売されたのでない場合における水,ガス又は電気の供給,遠隔暖房の供給,又は有体の記録媒体によらずに供給されるデジタル・コンテンツの供給に関する契約の場合:「契約が締結された」
 - b) 売買契約の場合:「あなた、又は、あなたによって指定された運送人以外の第 三者が、物品の物理的な占有を取得した|
 - c) 消費者が1回の注文で複数の物品を注文し、それらが別々に配達される契約の場合:「あなた、又は、あなたによって指定された運送人以外の第三者が、最後の物品の物理的な占有を取得した」
 - d) 複数の部分又は部品からなる物品の引渡しに関する契約の場合:「あなた,又は, あなたによって指定された運送人以外の第三者が, 最後の部分又は部品の物理的な占有を取得した」
 - e) 定められた期間中に定期的に物品の引渡しが行われる契約の場合:「あなた, 又は,あなたによって指定された運送人以外の第三者が,最初の部品の物理的な 占有を取得した」
- 2 貴社の名称, 地理的宛先, 及び, 利用可能であれば, 電話番号, ファックス番号 並びに電子メールアドレスを入れてください。

- [3] 貴社が、自社のウェブサイトにおいて、契約を撤回する情報を電子的手段を用いて記入かつ提出する選択肢を消費者に与える場合には、次の文言を入れてください:「あなたは、当社のウェブサイト [インターネットアドレスを入れてください]において、標準撤回書式その他明確な表示を電子的手段を用いて記入し、かつ提出することもできます。あなたがこの選択肢を用いる場合には、当社は、遅滞なく(たとえば電子メールで)、当該撤回を受領した旨をあなたにお知らせします。」
- 4 売買契約のうち、撤回された場合における物品の引取りを貴社が申し出ていない場合には、次の文言を入れてください:「当社は、当社が物品の返還を受けた時又はあなたが物品を返送した旨の証拠を提出した時のうち、いずれか早い時まで、金銭の返還を留保することができます。」
- - a) 次の文言を入れてください。
 - 一 「物品の引取りは当社が行います。」又は
 - 一「あなたは、遅滞なく、かつ、いかなる場合にも、あなたが当社に対して契約の撤回を通知した日から遅くとも14日を経過する日までに、当社又は…… [ここには、貴社が物品を受領する権限を与えた者がいるのであれば、その者の名称及び地理的宛先を入れてください] に対して、物品を返送し、又は交付することになります。あなたが物品の返送を14日の期限が満了する前に行ったときは、物品の返送は、この期間内に行われたことになります。」
 - b) 次の文言を入れてください。
 - 「物品を返還する費用は当社が負担します。」。
 - ─ 「あなたは、物品を返還するために直接に生じる費用を負担することになります。」。
 - 一 通信取引契約において、貴社が物品の引取りを申し出ておらず、その物品がその性質上、通常は郵便で返還できない場合:「あなたは、物品を返還するために直接に生じる費用として……ユーロ [金額を入れてください] を負担することになります。」、又は、物品の返還費用が事前に合理的に計算できない場合:「あなたは、物品を返還するために直接に生じる費用を負担することになります。その額は、最大でも概算約……ユーロ [金額を入れてください] となります。」又は
 - 一 営業所外契約において、物品がその性質上、通常は郵便で返還できず、かつ、

物品が契約締結時に消費者の自宅に引き渡されている場合:「当社が、当社の 費用で物品を引き取ります。」及び

- c) 次の文言を入れてください。「あなたは、物品の性質、特徴及び機能を確認するのに必要とされる以外の物品の取扱いから生じた物品の価値の減少についてしか責任を負いません。|
- 6 役務提供契約の場合,又は、体積を限って若しくは量を定めて販売されたのでない場合における水、ガス又は電気の供給、遠隔暖房の供給に関する契約の場合は、以下の文言を入れてください:「あなたが役務の提供、又は、水/ガス/電気/遠隔暖房[該当しないものは削除してください]の供給の開始を撤回期間中に要求した場合には、あなたは、契約に定める役務の全範囲と比べて、あなたが契約の撤回権の行使について当社に知らせた時までに提供されたものに相応する金額を、当社に支払うものとします。」

【(EGBGB 246a 条§ 1 第 2 項第 1 文第 1 号及び同条§ 2 第 2 項第 2 号に関する) 付表2】 標準撤回書式

標準撤回書式

(契約の撤回をご希望の際にのみ、この書式にご記入の上ご返送ください。)

- 一 [ここには、事業者の名称、地理的宛先、及び、利用可能である場合には ファックス番号並びに電子メールアドレスが、事業者によって記載されます] 宛
- この書面をもって、私/私たち(*)は、私/私たちの(*)以下の物品(*)/以下の役務提供(*)に関する契約を撤回することを通知します。
- 一 注文日 (*)/受領日 (*)
- 一 消費者の氏名
- 一 消費者の宛先
- 一 消費者の署名(書面によって通知される場合のみ)
- 一 日付
 - (*) 該当しないものは削除してください。

【(EGBGB 246b 条§ 2 第 3 項に関する)付表 3】 金融サービスに関する営業所外契約 及び通信取引契約における撤回権の説明に関するひな形

撤回権の説明

撤回権

あなたは14日以内に何らの理由を示すことなく明確な表示を用いてあなたの契約に

基づく意思表示を撤回することができます。撤回期間は、持続的記録媒体で撤回権の説明を受けた後に開始します 1。持続的記録媒体(たとえば郵便、ファックス、電子メール)で撤回の意思表示が行われるときは、撤回期限を守るためには、適時に撤回権の行使に関する連絡を発信していただければ十分です。撤回権の行使は 2 宛にされなければなりません。

撤回権の効果3

撤回が有効である場合には、あなたと当社が受領したものは返還しなければなりません。 4 あなたは、撤回するまでに提供されたサービスに対する金銭的な支払義務を負いますが、あなたが契約に基づく意思表示をする前にこのような撤回権の効果について説明を受け、あなたと当社が、撤回期間が満了する前に反対給付を始めることに明示的に同意していたときに限ります。金銭的な支払義務があるときは、あなたが、撤回するまでの期間について契約上の支払義務を果たさなければならないということになります。あなたが撤回権を行使する前に、契約があなたの明示的な要望に沿ってあなたと当社によって完全に履行されていたときは、あなたには撤回権がもはやありません。金銭的な支払義務は30日を経過する日までに果たさなければなりません。撤回期間は、あなたについてはあなたが撤回の意思表示を発信した時から、当社についてはこれを受領した時から開始します。

5

特別な説明

6

7

(場所), (日付), (消費者の署名) 8

書面完成のための説明:

- 1 以下に掲げる特別な事例のいずれかに該当する場合には、以下の文言を入れてください。
 - a) 決済サービスを除く金融サービスの提供の場合:「ただし、契約締結前及び EGBGB 246b 条§1第1項と関連する同246b 条§2第1項に定める当社の情報 提供義務を履行する前を除きます。|
 - b) 通信取引における決済サービスの提供に関する契約を締結する場合:
 - aa) 決済サービス枠組契約の場合:「ただし,契約締結前及び EGBGB 246b 条 § 1 第 1 項第 7 号ないし同12号,同15号及び同19号と関連する同246b 条 § 2

第1項並びに EGBGB 248条 § 4 第1項に定める情報提供義務を履行する前を除きます。|

- bb) BGB 675i 条 1 項にいう少額商品(Kleinbetragsinstrumenten)の場合:「ただし、契約締結前及び EGBGB 246b 条 § 1 第 1 項第 7 号ないし同12号、同15号及び同19号と関連する同246b 条 § 2 第 1 項並びに EGBGB 248条 § 11 第 1 項に定める当社の情報提供義務を履行する前を除きます。|
- cc) 個別支払契約の場合:「ただし、契約締結前及び EGBGB 246b 条§ 1 第 1 項第 7 号ないし同12号、同15号及び同19号と関連する同246b 条§ 2 第 1 項並びに EGBGB 248条§ 13第 1 項に定める当社の情報提供義務を履行する前を除きます。」
- c) 営業所外での決済サービスの提供に関する契約を締結する場合:
 - aa) 決済サービス枠組契約の場合:「ただし、契約締結前及び EGBGB 246b 条§ 1 第 1 項第12号と関連する同246b 条 § 2 並びに EGBGB 248条 § 4 第 1 項に定める情報提供義務を履行する前を除きます。」
 - bb) BGB 675i 条 1 項にいう少額商品の場合:「ただし,契約締結前及び EGBGB 246b 条 § 1 第 1 項第12号と関連する同246b 条 § 2 並びに EGBGB 248条 § 11第 1 項に定める当社の情報提供義務を履行する前を除きます。」
 - cc) 個別支払契約の場合:「ただし,契約締結前及び EGBGB 246b 条§ 1 第 1 項第12号と関連する同246b 条§ 2 並びに EGBGB 248条§ 13第 1 項に定める 当社の情報提供義務を履行する前を除きます。」

上に掲げた特別な事例に該当する契約について説明する場合には、そのつど適切な 捕足を加えなければなりません。結びつけられた補充は言葉として同一である場合 に限り、文言を繰り返す必要はありません。

- 2 入れてください:氏名/会社名及び撤回権の行使の宛先となる地理的宛先。 以下のものを追加することもできます:ファックス番号,電子メールアドレス及び/又は,消費者が事業者に対する撤回の意思表示の確認を受け取る場合には,インターネットアドレス。
- [3] この段落は、あなたと当社の給付が、撤回期間を満了した後にはじめて提供されるときには省略されます。巻き戻しが考慮されない(たとえば、保証の引受け)ときも同様です。
- |4| BGB 505条にいう超過引出しを認めるための対価について合意がなされた場合に

は、以下の文言を入れてください。

「あなたが、超過引出しが認められていないのにもかかわらず口座から引き出すとき、又は、あなたが限度額を超えて口座から引き出すときは、当社は、超過引出し又は限度額超過引出しの条件及び効果(例えば、適用可能な借方金利、費用)についてあなたに適切に情報を提供していなかった場合には、当社が、超過引出し又は限度額超過引出しの金額の返還を超えて、費用も金利もあなたに要求することはできません。」

- 5 BGB 506条 4 項の例外とされている有償の融資援助に関する契約の場合には、以下のようになります:
 - a) 契約の目的が、体積を限って若しくは量を定めて販売されたのでない場合における水、ガス又は電気の供給以外の物の譲渡であるときは、具体的な説明に該当する EGBGB 246a 条 § 1 第 2 項第 2 文に関する付表 1 の書面完成のための説明 5 の a) ないし c) を入れてください。
 - b) 契約の目的が、a) に定める物の譲渡若しくは金融サービスではない役務の提供、又は体積を限って若しくは量を定めて販売されたのでない場合における水、ガス又は電気の供給、遠隔暖房の供給であるときは、具体的な説明に該当する EGBGB 246a 条§1第2項第2文に関する付表1の書面完成のための説明 6 を入れてください。
 - c) 契約の目的が、有体の記録媒体によらないデジタル・コンテンツの供給である ときは、以下の説明を入れてください:

「あなたは、あなたが契約に基づく意思表示をする前にこのような効果の説明を受け、当社が撤回期間が満了する前にデジタル・コンテンツの供給をもって開始することに明示的に同意していたときは、撤回するまでに提供されたデジタル・コンテンツに対する金銭的な支払義務を負います。|

6 結合取引が存在しないときは、融資を受ける取引に関する以下の説明は削除する ことができます:

「あなたがこの契約を消費貸借によって融資を受け、かつ後にこの契約を撤回するときは、あなたは、これらの契約が経済的な一体性を形成する場合には、もはや消費貸借契約に拘束されることもありません。上記の点は、たとえば、当社が同時にあなたの貸主であるとき、又はあなたの貸主が融資について当社の協力を得るときに認めることができます。撤回が有効になされた時又は物品が返還された時にすで

に貸金が当社に支払われていたときは、あなたの貸主は、あなたとの関係で撤回権の効果又は返還に関して、融資契約に基づく当社の権利義務を始めています。現在の契約が金融商品(たとえば、有価証券、外国為替又はデリバティブ)の取得を目的とするときは、後者は適用されません。

あなたができる限り広い範囲にわたって契約に拘束されることを避けたい場合には、 撤回権を行使し、さらに、消費貸借契約についても撤回権があなたに認められてい るのであれば、これを撤回することできます。

不動産または不動産と同一の権利について融資を受けて取得する場合には、上述の 説明の第2文は以下のように変更してください:

「上記の点は,双方の契約における契約当事者が同一であるとき,又は,貸主が貸付金を任意に使用させることに加えて,売主と協力して,その売却の利益をすべて 又は部分的に獲得し,売主の計画の策定,宣伝若しくは実行にあたって売主の役割 を引き受け,又は売主を一方的に支援することによって,あなたの不動産取引を支援するときにのみ認めることができます。」

- [7] この契約と関連する契約がないときは、以下の説明は省略することができます: 「この契約を撤回する場合には、あなたは、この契約と関連する契約が、当社又は 第三者によって、当社並びに第三者との間の合意に基づいて提供される給付に関係 するときは、もはやその契約に拘束されることはありません。」
- [8] 場所,日付及び署名は省略することができます。省略する場合には、これらの表示は、「撤回権の説明、終わり」といった文言や「Ihr (e) (事業者名をここに入れる)」といった文言に置き換えることができます。
- * 本稿は、日本学術振興会の科研費(若手研究(B))(課題番号:24730092)の助成を受けた研究による成果の一部である。